



日野市健康増進計画



「日野人げんき！」プラン

(第4期)



令和3年7月

日野市

第4期「日野人げんき！」プランの策定にあたり



平成15年に「日野人げんき！」プランを策定し、18年が経ちました。

平成28年に策定した、第3期「日野人げんき！」プランでは、ヘルスケア・ウェルネス戦略に基づき、健康寿命の延伸を目的に、「健康づくりの推進」、「がん対策の推進」、「歯とお口の健康づくり対策の推進」、「住み慣れた地域で生き看取られる暮らしへの支援を充実」に取り組んできました。

この間、時代の移り変わりとともに健康施策は変革し、第3期「日野人げんき！」プランで、大目標に掲げていた

「住み慣れた地域で生き看取られる暮らしへの支援を充実します（地域包括ケアシステムの構築）」については、在宅療養支援課と高齢福祉課にて推進するようになり、今では高齢者総合福祉計画に位置付けた取り組みに変わりました。

令和2年からは新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、健康が脅かされ、生活にも多大なる変化がもたらされました。

コロナ禍にあっても、健康の維持増進と健康寿命の延伸を図り、健やかに暮らし続けるために、一人ひとりが健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組めるようにしていく必要があります。

これらを踏まえ、第4期「日野人げんき！」プランでは、第3期の目標を継承しつつ、市民一人ひとりが主体的な健康行動がとれるように、地域の健康課題を明確化し、積極的なアプローチを行います。そして、より着実に『健康寿命の延伸』の実現を目指し、「健康づくりの推進」、「がん対策の推進」、「歯とお口の健康づくりの推進」を3本の柱とした計画を推進してまいります。

むすびに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました策定会議委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年（2021年）7月

日野市長 大坪 冬彦

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	5
4. 計画の進行管理（評価）	5
5. 市の概要	
（1）人口構成	6
（2）年齢4区分別人口構成比	7
（3）主要死因別死亡者数	8
（4）主要死因別死亡者数順位	8
（5）健康寿命	9
第2章 健康づくりの施策の展開	11
施策の体系図	12
大目標1 健康づくりを推進します	13
中目標1 日頃から感染症の発生及び蔓延を予防していく体制を 推進します	13
中目標2 生活習慣病予防を推進します	16
中目標3 高齢社会を地域で支えるための「健康づくり」を推進します	19
大目標2 がん対策を推進します	23
中目標1 がんの予防を推進します	26
中目標2 がんの早期発見を推進します	29
中目標3 がんとの共生を図ります	32
大目標3 歯とお口の健康づくりを推進します	34
中目標1 【妊娠期】妊娠期からかかりつけ歯科医を持ち、母子共に 健康なお口を育てられるよう推進します	36
中目標2 【乳幼児期】むし歯のない健康なお口を持つ子どもの育成に 取り組みます	37
中目標3 【学齢期・成人期】子どもの歯肉炎予防・成人の歯周病予防に 努めます	40
中目標4 【高齢期】口腔機能の維持向上を推進します	42

資料編	4 5
1. 第3期「日野人げんき！」プランと第4期「日野人げんき！」プランの違い（別紙1）	4 7
2. 策定経過	4 9
3. 策定委員名簿	4 9
4. 「日野人げんき！」プラン策定会議設置要綱	5 0
5. 日野市がん対策推進基本条例	5 2
6. 日野市みんなですすめる歯とお口の健康づくり条例	5 5
7. 用語解説	5 8



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

第4期「日野人げんき！」プランは、健康増進法（平成14年法律第103号）及び第5次日野市基本構想・基本計画、市のヘルスケア・ウェルネス戦略の趣旨を踏まえ策定した第3期「日野人げんき！」プランを継承し、より「健康寿命延伸のための取り組み」に特化した計画として策定しました。

すでに健康課では、「がん対策推進基本条例（平成24年9月28日制定）」、「日野市みんなですすめる歯とお口の健康づくり条例（平成24年12月25日制定）」をそれぞれ制定し、予防等の取り組みを推進していることから、第4期「日野人げんき！」プランは、運動・健康教育を推進する「健康づくり」を合わせた「がん対策」、「歯とお口の健康づくり」及び「健康づくり」の3本を計画の柱として大目標に設定しました。

第3期「日野人げんき！」プラン策定時からこれまで、様々な計画が策定され、他計画にて推進されている目標は、本計画と重なる目標、取り組みは各計画で推進していくよう第4期「日野人げんき！」プランでは整理しています。（参考資料：P.47別紙1参照）

また、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活は外出の制限や集いの場の減少、労働環境や働き方など大きく変わりました。今までとは違う環境下で健康に留意した生活を送るためには、新たな生活スタイルへの変化が必要となっています。

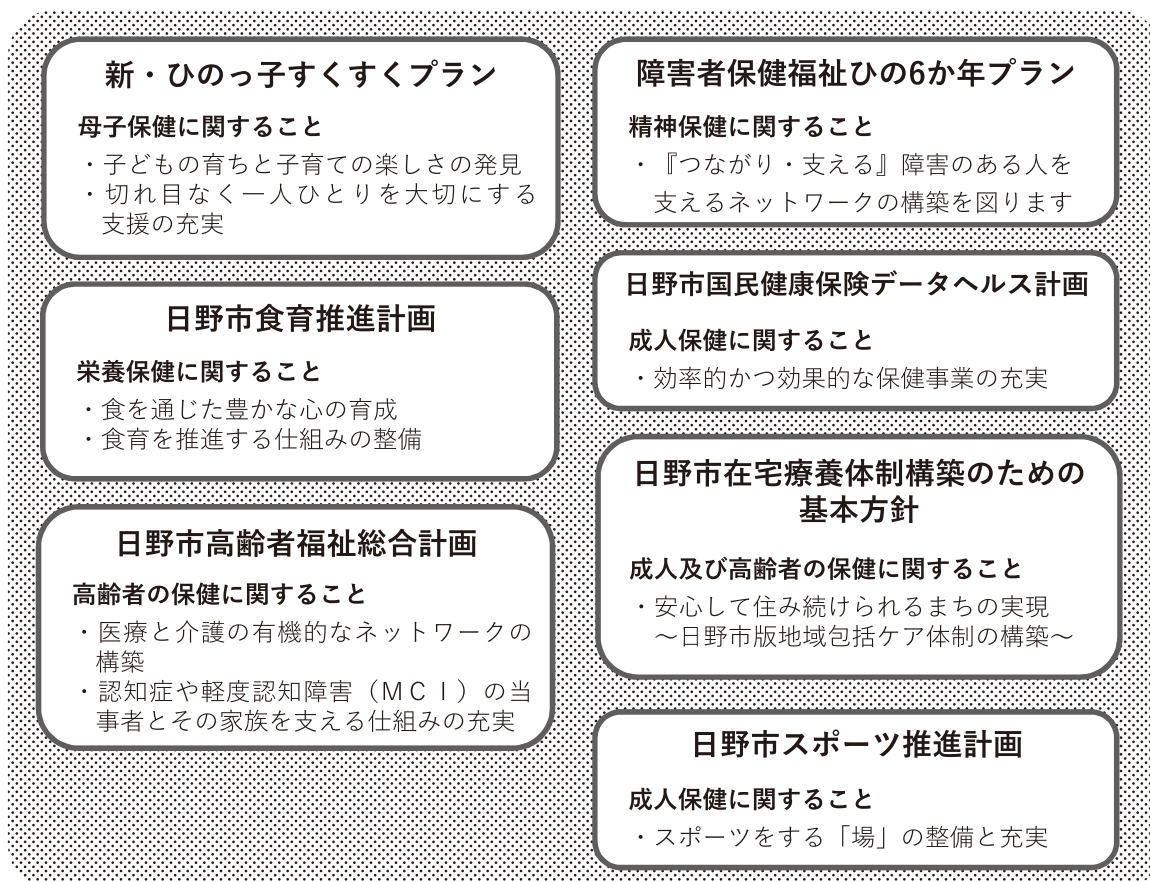
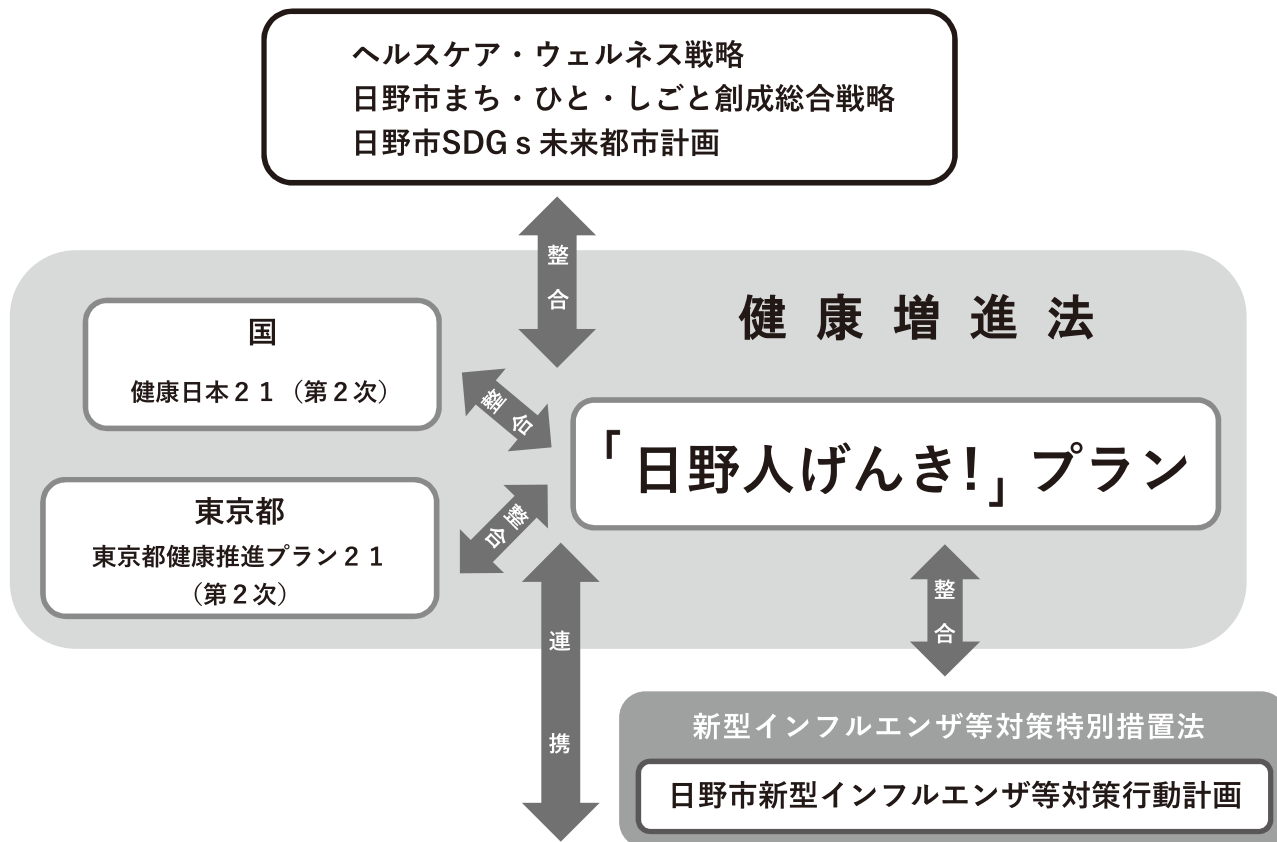
本計画の策定にあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により今までとは違う日常となった現状を踏まえ、これからの「市が行うべき健康づくり」の視点で、新たに「健康づくり」の中に【感染症の予防】に関することと、「歯とお口の健康づくり」の中に【妊娠期】に関することを追加しました。

2. 計画の位置づけ

第4期「日野人げんき！」プランは第3期に引き続き、国が策定した「健康日本21」、東京都が作成した「東京都健康推進プラン21」の趣旨を踏まえた日野市の健康増進計画であり、関連する市の個別計画との整合を図りながら、上記の3本の計画の柱を基に策定しています。



第5次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)



3. 計画の期間

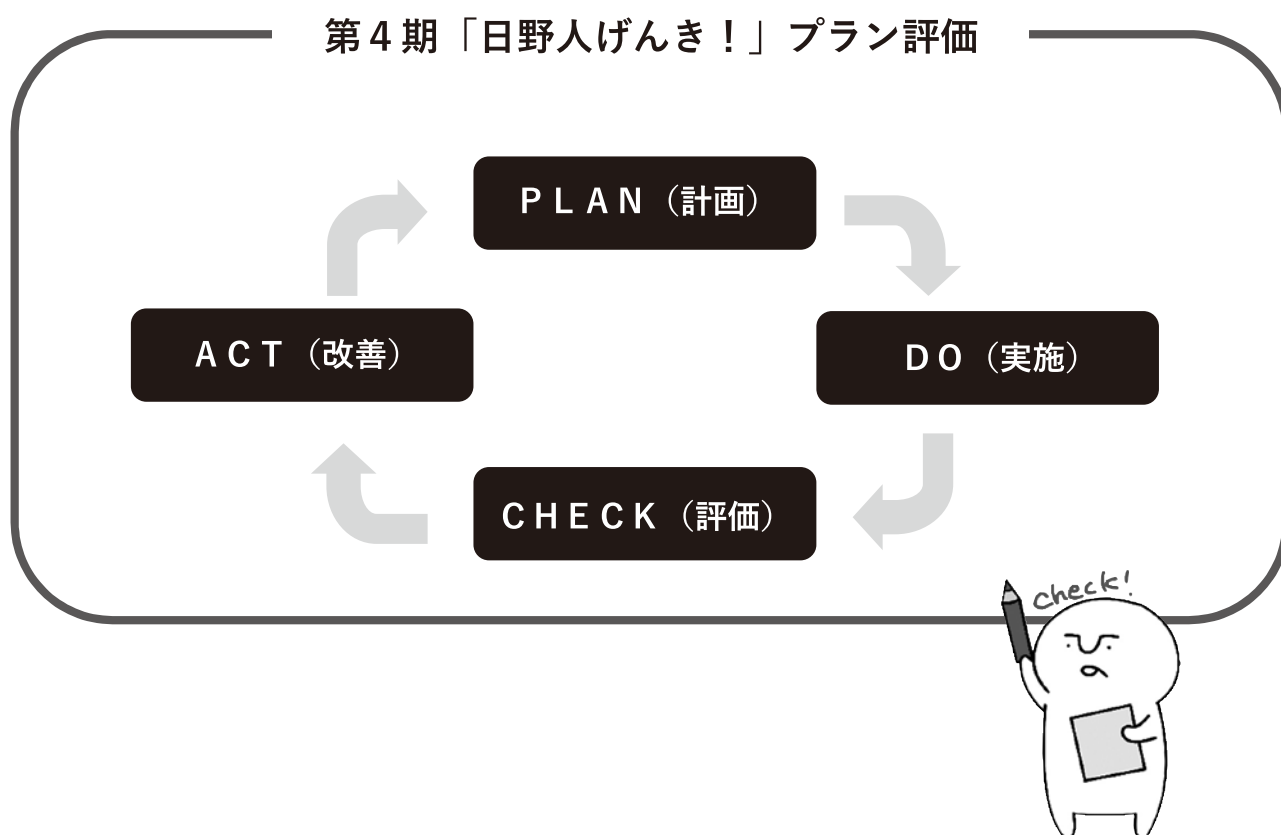
第4期「日野人げんき！」プランの計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間です。

4. 計画の進行管理（評価）

第4期「日野人げんき！」プランを確実に実施し、目標を達成していくために、進行管理を行います。

本計画の進捗状況については、第4期「日野人げんき！」プラン評価推進委員会において、各中目標に記載している健康指標の把握、分析、評価を行います。

各年度ごとに、健康指標が目標値となるような行動実績について評価し、令和6年度中に健康づくりに関する市民アンケートを実施し、令和7年度中に最終評価を行います。



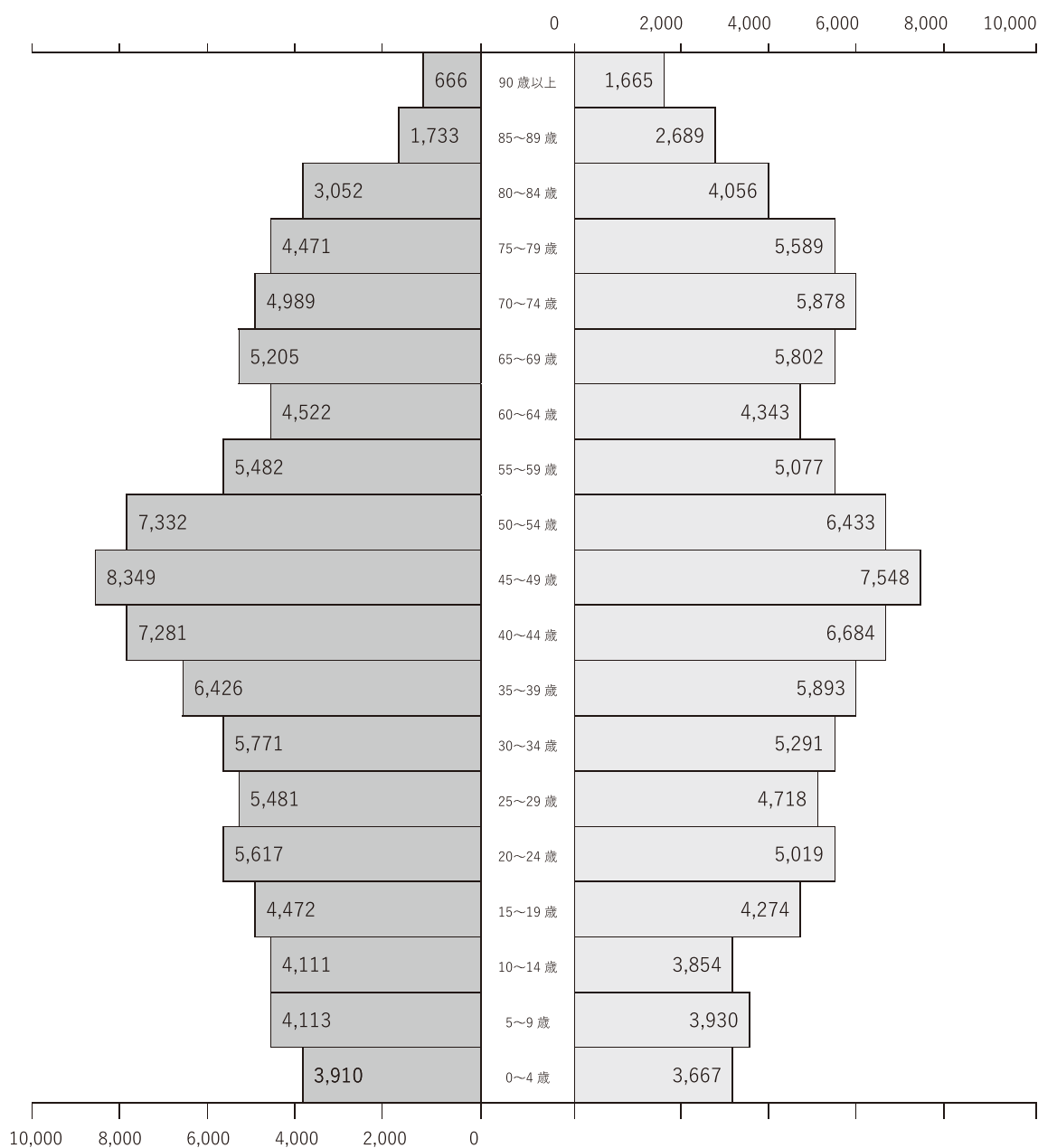
5. 市の概要

(1) 人口構成

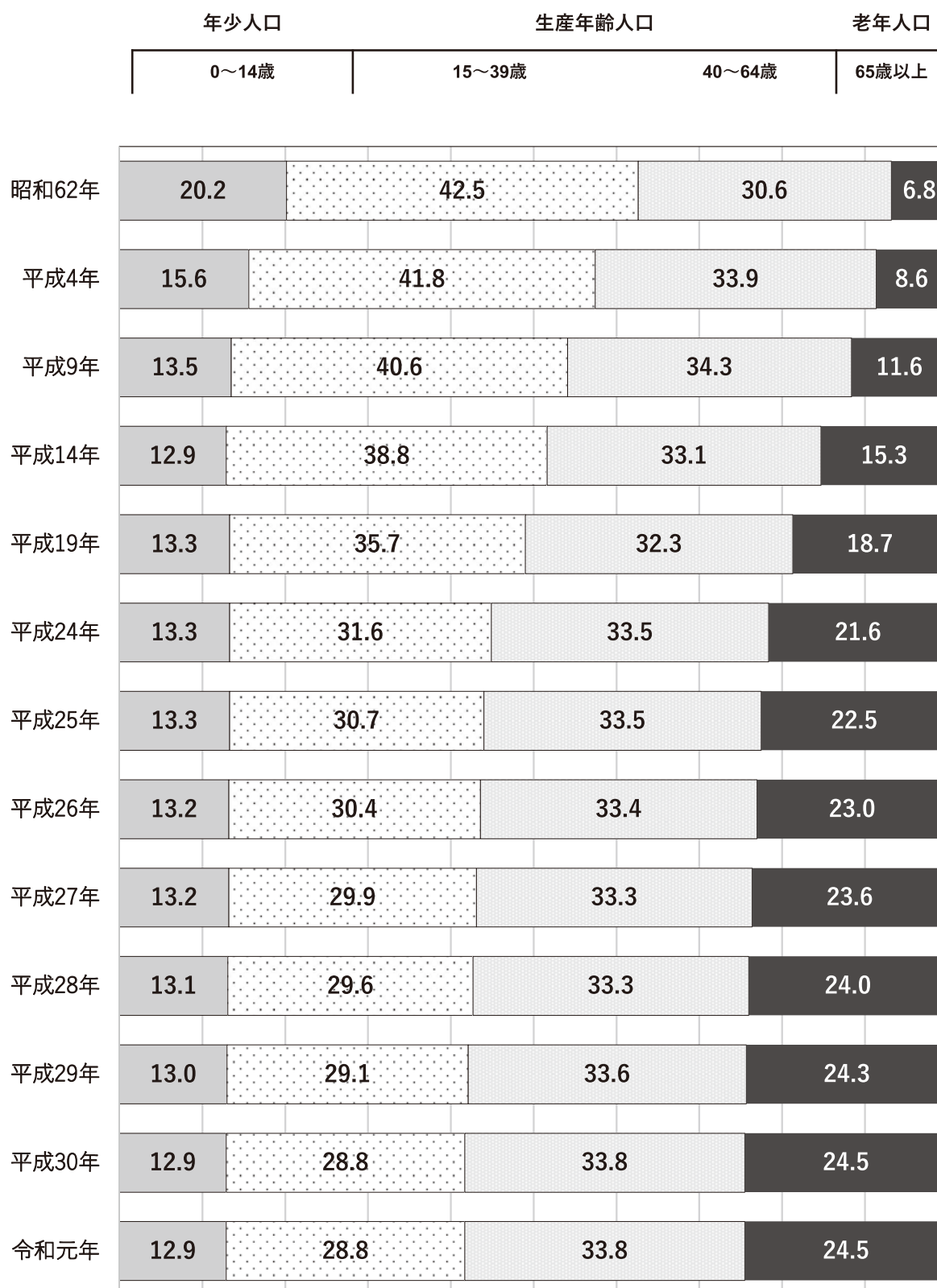
平成31年1月1日現在	
人口	185,393人
世帯数	88,402世帯
※外国人住民を含む	

男 92,983 人 (50.2%)

女 92,410 人 (49.8%)



(2) 年齢4区分別人口構成比（各年1月1日現在）



(3) 主要死因別死亡者数

(各年間累計) 単位：(人)

	年	27			28			29			30			元		
死因	性別	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数		1447	780	667	1439	777	662	1530	841	689	1581	873	708	1650	847	803
結核		3	2	1	2	1	1	1	0	1	2	0	2	4	2	2
悪性新生物		469	294	175	455	270	185	453	286	167	467	290	177	454	266	188
糖尿病		13	9	4	14	8	6	10	8	2	16	10	6	12	4	8
高血圧性疾患		7	4	3	3	1	2	4	4	0	10	7	3	8	4	4
心疾患		231	109	122	166	86	80	200	104	96	210	111	99	251	125	126
脳血管疾患		120	63	57	103	68	35	85	50	35	96	45	51	118	53	65
大動脈瘤及び解離		18	8	10	30	17	13	24	14	10	25	15	10	24	10	14
肺炎		129	74	55	112	72	40	132	78	54	106	69	37	116	66	50
慢性閉塞性肺疾患		7	4	3	11	10	1	17	14	3	12	12	0	13	12	1
喘息		1	0	1	4	1	3	4	2	2	4	1	3	0	0	0
肝疾患		13	7	6	15	12	3	19	10	9	27	19	8	20	13	7
腎不全		19	9	10	19	11	8	35	18	17	37	22	15	21	9	12
老衰		93	27	66	133	49	84	189	53	136	187	57	130	182	47	135
不慮の事故		36	14	22	41	23	18	31	14	17	41	24	17	58	35	23
自殺		37	24	13	16	7	9	15	11	4	30	13	17	16	7	9
その他の全死因		251	132	119	315	141	174	311	175	136	311	178	133	353	194	159

(4) 主要死因別死亡者数順位

単位：(人)

順位	1位	2位	3位	4位	5位
死因	30年度 悪性新生物 467	心疾患 210	老衰 187	肺炎 106	脳血管疾患 96
	元年度 悪性新生物 454	心疾患 251	老衰 182	脳血管疾患 118	肺炎 116

(5) 健康寿命

1. 健康寿命とは

2000年（平成12年）にWHO（世界保健機関）が提唱した指標で、一生涯（平均寿命）のうち日常生活で支援や介護を要しない自立して生活できる期間のことをいいます。

第4期「日野人げんき！」プランはこの「健康寿命」延伸のための取り組みに特化した計画として策定しました。

プランの目標達成指標は、東京都健康増進計画で指標としている65歳健康寿命（東京保健所長会方式）を取り入れます。

2. 65歳健康寿命とは

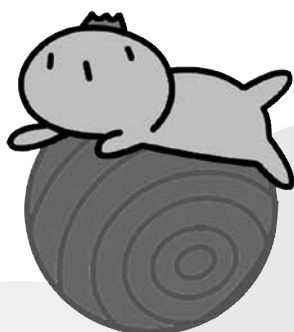
現在65歳の人が、何らかの障害のため要介護認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために要介護認定（要介護2以上）を受けた年齢を平均的に表したものです。（東京保健所長会方式）

第4期「日野人げんき！」プランは、この健康寿命の延伸のために3つの目標を計画の柱として大目標に設定し推進します。

◆ 65歳健康寿命

単位：（歳）

	日野市		東京都	
	男性	女性	男性	女性
平成26年	83.07	85.57	82.39	85.48
平成27年	83.23	85.71	82.54	85.62
平成28年	83.42	86.00	82.62	85.69
平成29年	83.47	86.21	82.68	85.79
平成30年	83.55	86.42	82.82	85.92
令和元年	83.55	86.38	82.93	86.02



第2章 健康づくりの施策の展開

施策の体系図

目的 健康寿命の延伸のための取り組みの推進



取組の方向

ヘルスケア・ウェルネス戦略

大目標

1

健康づくりを推進します

中目標 1 日頃から感染症の発生及び蔓延を予防していく体制を推進します

中目標 2 生活習慣病予防を推進します

中目標 3 高齢社会を地域で支えるための「健康づくり」を推進します

大目標

2

がん対策を推進します

中目標 1 がんの予防を推進します

中目標 2 がんの早期発見を推進します

中目標 3 がんとの共生を図ります

大目標

3

歯とお口の健康づくりを推進します

中目標 1 【妊娠期】 妊娠期からかかりつけ歯科医を作り、母子共に健康なお口を育てられるよう推進します

中目標 2 【乳幼児期】 むし歯のない健康なお口を持つ子どもの育成に取り組めます

中目標 3 【学齢期・成人期】 子どもの歯肉炎予防・成人の歯周病予防に努めます

中目標 4 【高齢期】 口腔機能の維持向上を推進します

大目標 1

健康づくりを推進します

中目標 1

日頃から感染症の発生及び蔓延を 予防していく体制を推進します

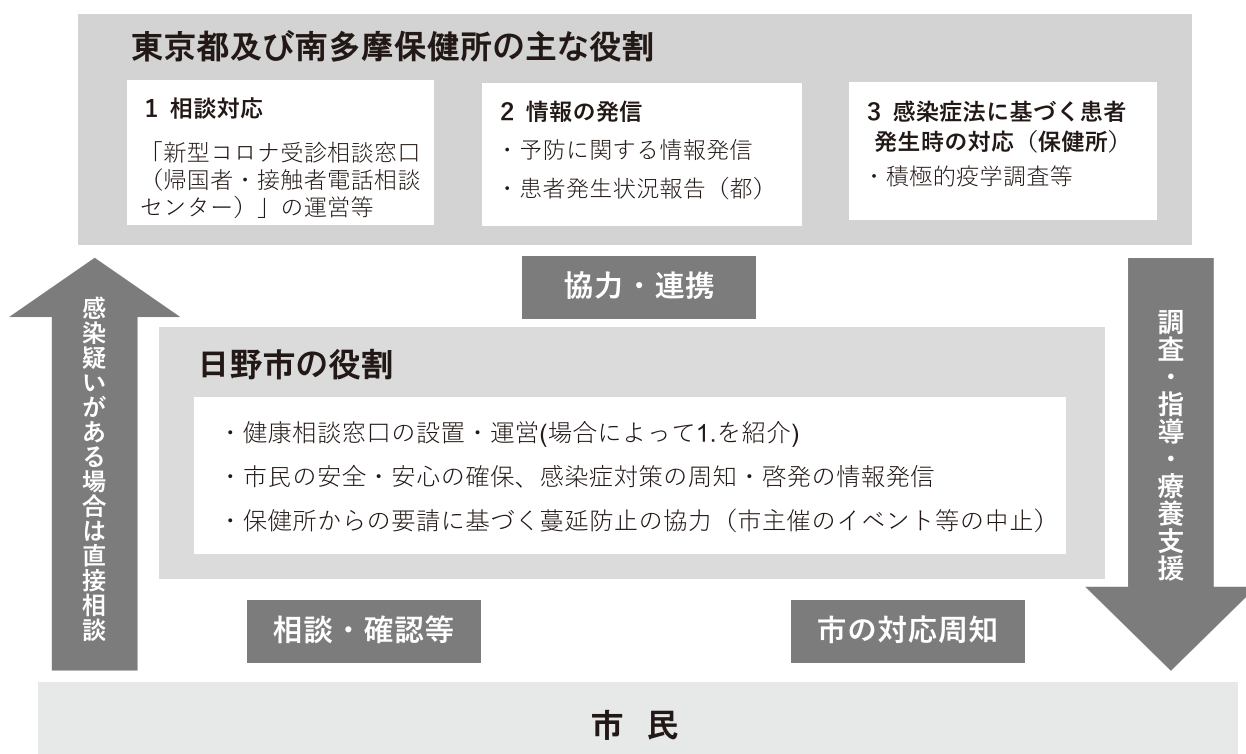
1. 市の現状と課題

毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザなど多くの感染症については医学医療の進歩や衛生水準の向上により、ワクチンや治療薬も開発されていますが、新型のインフルエンザ等の感染症が出現するとほとんどの人が免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となってしまう可能性があります。

これらのような危険性の高い新型感染症発生時には、国民の生命を守るため、新型インフルエンザ特別措置法に基づき国が国家の危機管理として対応しています。また東京都では「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」、日野市では「日野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しており、それぞれ対応します。

令和2年、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行は、外出自粛、入国制限、休業要請や営業時間の制限等、生活や経済に大きく影響を及ぼし、現在も対策に追われる日々が続いています。

新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応（感染者・濃厚接触者に関することや積極的疫学調査等）は、感染症法に基づく感染拡大防止の動きを東京都（保健所）が主体となり行っておりますが、感染症対策を推進するためには、国・都・日野市が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。



これまでの日野市の取り組み

- ・ 感染症についての正しい知識の普及や注意すべき行動についての呼びかけ
- ・ 市内医療機関の状況把握、衛生用品の配布
- ・ 保健所の感染症対策への応援（保健師の派遣）
- ・ 日野市医師会との連携によるPCR検査体制の整備
- ・ 高齢者施設、障害者施設等における独自PCR検査事業の整備
- ・ 日野市立病院、日野市医師会との連携による休日の受診体制の整備

平常時からの感染対策の見直しと今後の課題

- ・ 保健所との役割分担、実態に基づく連携体制について
- ・ 市民への発生情報、正しい知識の周知など市の情報発信について
- ・ 日野市立病院や市内医療機関での診療体制や検査体制の連携について
- ・ 住民へのワクチン接種の進め方について
- ・ 感染終息後も、これまでの「平常時」とは異なる捉え方に基づく対策について

本計画では平常時に推し進めておく取り組みを中心に掲げ、状況に合わせた予防対策につなげてまいります。

2. 今後の取り組み

平常時

1. 新型コロナウイルス感染症対策の経験を活かし、「日野市新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成26年9月策定）」については、「予防接種」の住民接種体制や庁内体制等明確にするため見直しを行います。
2. 感染症についての正しい知識をホームページ、広報誌等で市民へ発信し、感染症予防の知識の普及に努めます。また、感染症への理解を深めるための健康教育を行い、一人ひとりが感染症の予防と流行への備えを行うよう促します。
3. 感染症に関する相談を、随時受けられる体制を構築します。
4. ワクチンで防ぐことができる感染症を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。

また、定期予防接種の接種勧奨通知による啓発や個別相談等での勧奨に努めるとともに、予防接種についての必要性だけではなく、リスク（副反応等）についても理解したうえで予防接種を受けられるよう正しい情報を提供します。

感染症発生時

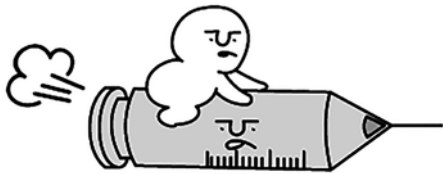
感染症法や日野市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応していきます。

3. 健康指標

1. 情報提供の場を増やす。

感染症情報について常に最新の情報を提供するためにホームページの更新を行います。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
感染症情報のホームページ更新回数	0 回	増やす	日野市ホームページ



健康づくりを推進します

生活習慣病予防を推進します

1. 市の現状と課題

国では、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」において、「国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向」として、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」を図ることとしています。

東京都は、平成13年に「東京都健康推進プラン21」を策定しました。プラン21では、都民の健康長寿を実現するために早期発見、早期治療とともに発症予防に重点を置き、生活習慣病と寝たきりの予防に関する目標や健康づくり運動の推進方策などを示し、区市町村をはじめとする健康づくりに携わる関係者の取り組みを支援しています。

日野市における生活習慣病の現状把握の課題から、令和元年度医療費の割合をみると、糖尿病・慢性腎臓病が20.6%を占めており、がんに次いで多くなっています。(図1)

糖尿病は糖尿病性神経障害や糖尿病網膜症、糖尿病性腎症をはじめとした合併症を引き起こし、人工透析に至るおそれがあるなど生活の質を著しく引き下げます。「日野市国民健康保険ポテンシャル分析」によると、日野市の人工透析患者のうち、70.4%が生活習慣を起因としており、そのうち63.5%が糖尿病を起因として、透析に至る糖尿病性腎症であることがわかりました。(図2)

しかし、糖尿病は初期段階では自覚症状がみられないため、悪化するまで放置されがちです。糖尿病は高血圧や肥満のほか、歯周病との関連も認められていることから、生活習慣を改善することによる予防が期待されます。

さらに前記ポテンシャル分析から、特定健康診査（以下「特定健診」という。）を受診せず、生活習慣病治療のための受診もしていない「生活習慣病状態不明者」は9,999人でした。40歳以上の被保険者の4割弱が、医療を受けず、特定健診による健康状態の把握もなされていない状態であり、本人が無自覚のまま生活習慣病を発症し、将来的に重症化していく可能性があります。

第2期日野市国民健康保険データヘルス計画では、リスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことが求められています。

これまで、特定健診の受診率向上のために、受診勧奨や健診実施方法の工夫をしていますが、ここ数年受診率は低下しています。今後は、保険年金課と連携し国保データベース（KDB）システムを活用したアプローチの工夫により、健診受診率の向上に努める必要があります。

さらにデータの分析結果からみえてくる市の健康課題を明確化し、具体的な取り組みを展開していくことが必要です。

図1：令和元年度日野市国民健康保険医療費の割合(%)

出典：国保データベース(KDB)システム 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題

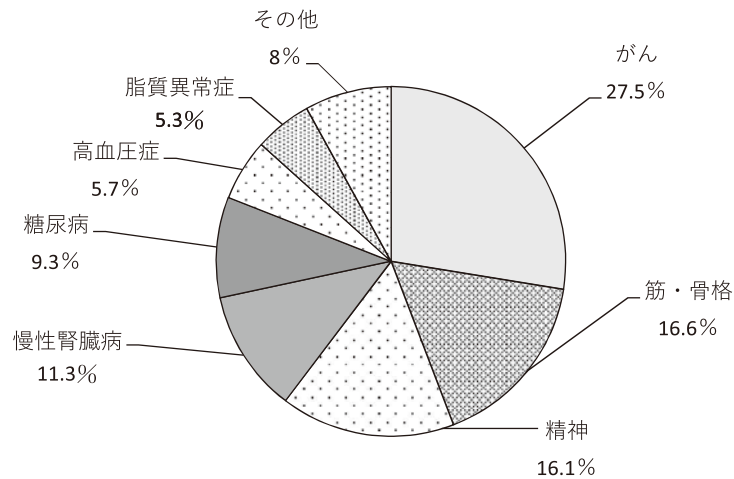


図2：令和元年度人工透析患者の実態 人工透析に至った起因(人)

出典：日野市国民健康保険ポテンシャル分析（令和2年8月）

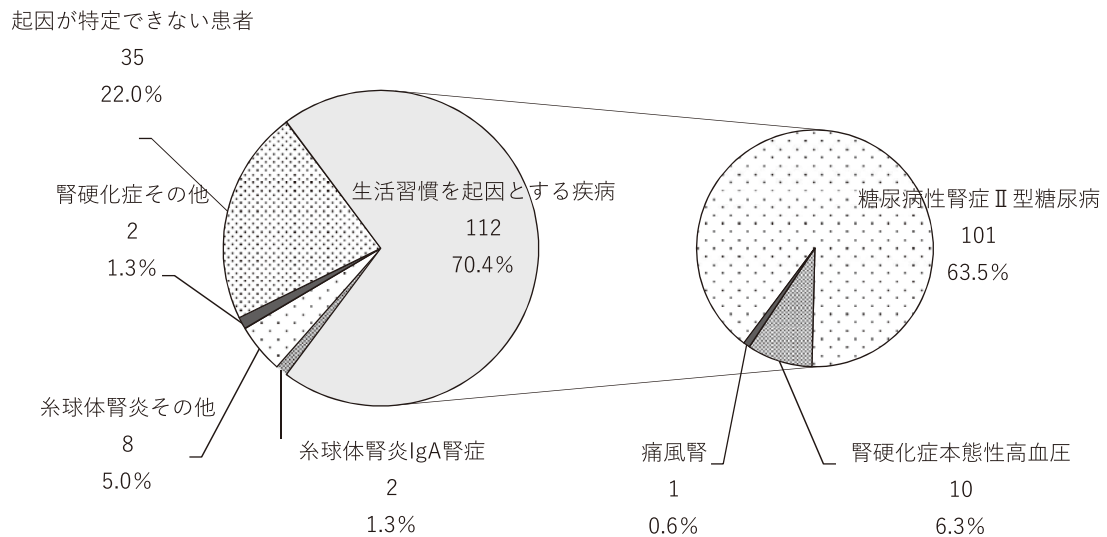
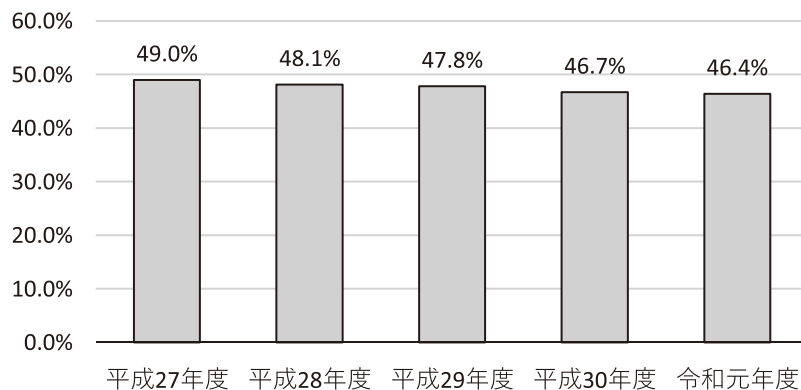


図3：日野市特定健康診査 受診率（％）

出典：特定健康診査実績管理表



2. 今後の取組み

1. 生活習慣病、特に糖尿病を予防するための、食事、運動、睡眠、休養等の心身の健康についての正しい知識を普及します。
2. 生活習慣病、特に糖尿病の早期発見につなげるために、特定健診の受診率向上に取り組めます。

3. 健康指標

1. 健康教育実施後の意識の向上。

糖尿病を予防するための知識を習得し、適切な生活習慣を実践しようと思う人を増やす。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
健康教育事業 実施回数	19回	増やす	事業概要 (保健衛生)

2. 特定健診受診率を上げる。

糖尿病の早期発見のために、健診受診率を上げる。（日野市データヘルス計画に基づく特定健診の受診率の向上）

指 標	現状値	最終目標値	出 典
特定健診受診率	46.3 %	増やす	特定健康診査 実績管理表

健康づくりを推進します

高齢社会を地域で支えるための 「健康づくり」を推進します

1. 市の現状と課題

平成30年度「日野市健康づくりに関する調査書」によると、自分の健康に関心がある人の割合は、8割を超えております。

多くの市民が健康に関心をもっていると答えた調査結果のとおり、平成30年において、65歳健康寿命は、男性83.55歳、女性86.42歳で、年々延伸しています。

週2回以上運動している人の割合は、年齢が高くなるほど多く、65歳以上は男女ともに7割を超えています。（図4）

しかし、週2回以上運動をしていると答えた人の中には、介護保険の要介護認定を受けていながら、健康課の実施する運動事業に参加をしている方もおり、健康状態と運動の強度が合っていない状況が見られます。（図5・図6）

健康寿命延伸のためには、個々の状態に合った運動のほか生活習慣病の管理やフレイル¹予防の視点を持つことが重要ですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や集いの場の制限がおきています。このことにより、運動の機会が極端に減少し運動機能の低下が懸念されるため、コロナ禍においての新しい運動習慣、フレイル予防を実施できる仕組みの更なる充実が必要です。

新しい運動習慣として、自宅で気軽にできる運動の紹介や地域で自分に合った健康づくりを市民が自発的に行えるような仕組みづくりを行うことも今後の課題です。

また、近年、嚥下機能低下などのために、食事摂取量が減り、そのうえ、独居や介護力不足、他の疾患の合併なども加わり、栄養不足となる高齢者が増加しています。

日野市では、日野市摂食・嚥下機能支援推進協議会を立ち上げ、多職種連携で支援する仕組み「連携システム」を構築しました。平成30年度からは協議会の名称を「日野市ひのカメカメごっくん大作戦協議会」と変更し、健康教育やDVD製作等の事業展開を図ってきました。

しかしながら、摂食嚥下健康教育単体での事業展開では参加者が少なく効果が得られにくいため、フレイル予防の一部として運動事業・介護予防事業に組み込み、市民に摂食嚥下機能に関する正しい知識を周知していくことが今後の課題です。



1.フレイルとは、年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能）が低下し、「健康」と「要介護」の中間の状態にあることを指す。

図4：日常の運動習慣 運動をする頻度／性別／性・年代別（％）

出典：日野市健康づくりに関する調査書（平成31年3月）

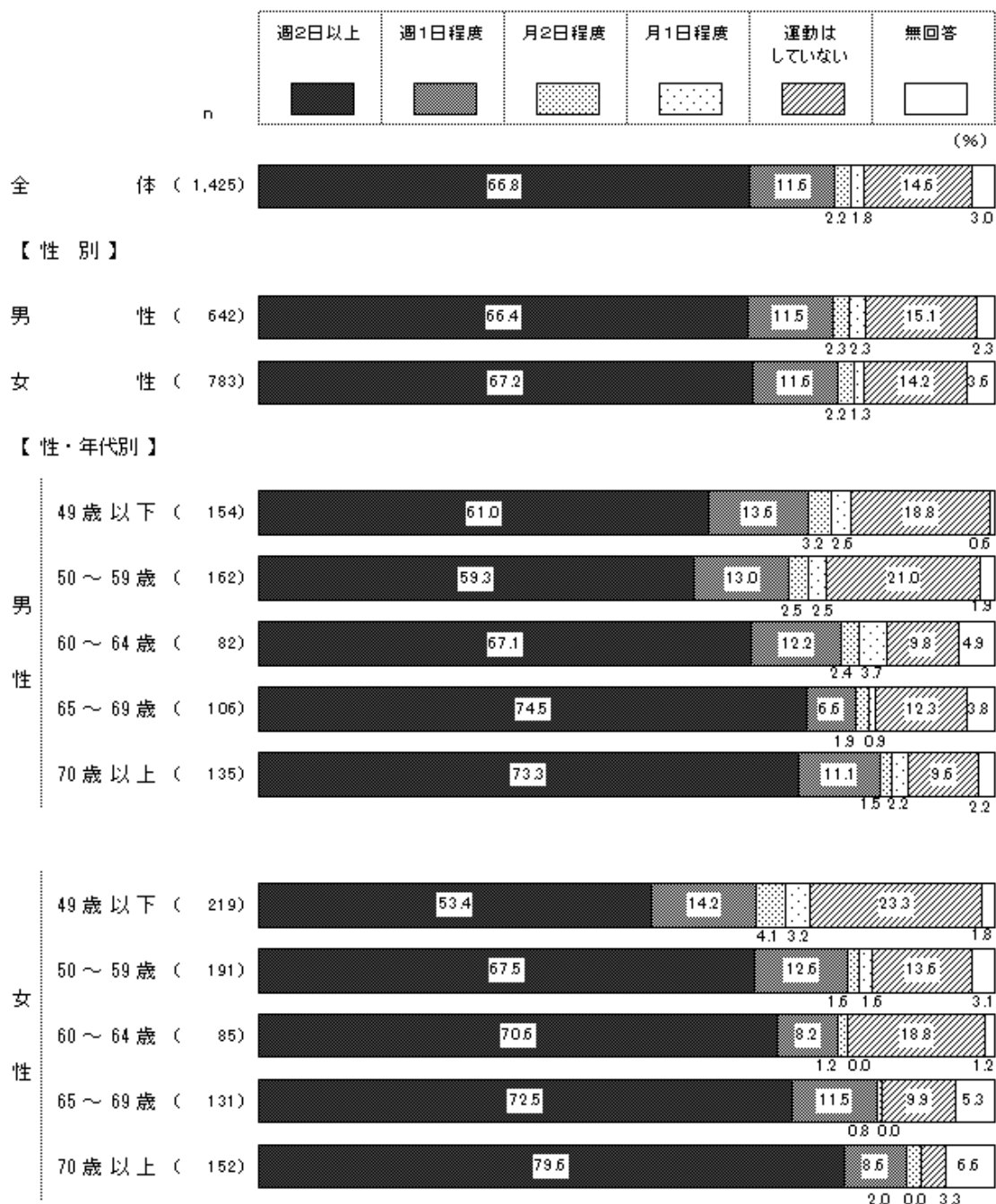


図5：さわやか健康体操参加者の介護保険認定状況（％）

出典：令和元年度日野市さわやか健康体操参加者アンケート集計

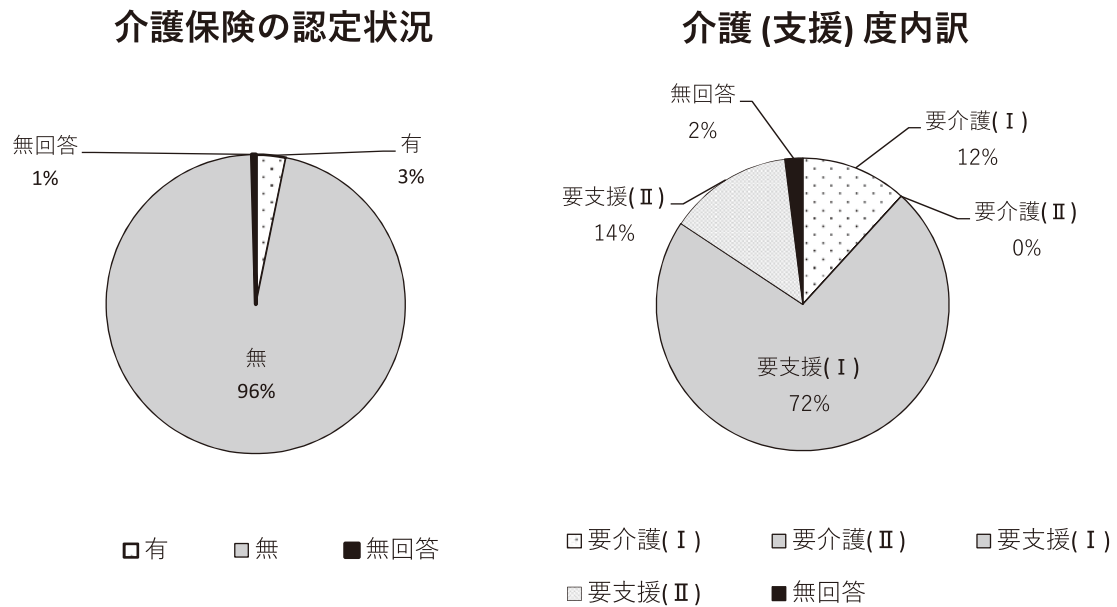
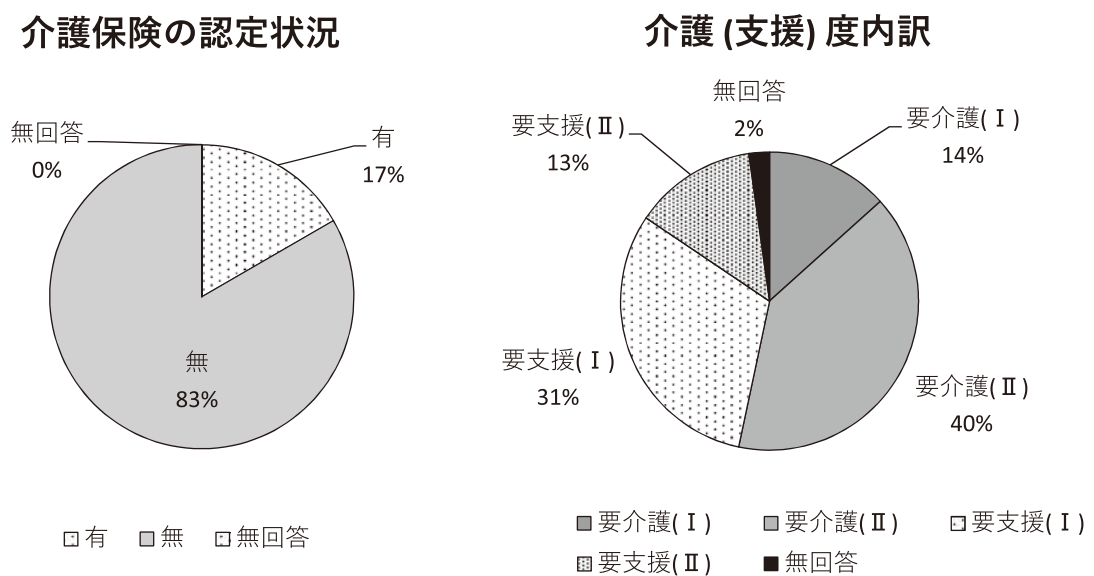


図6：悠々元気体操参加者の介護保険認定状況（％）

出典：令和元年度日野市悠々元気体操参加者アンケート集計



2. 今後の取組み

1. 地域の課題・特性に見合った、健康教育「日野人げんき！ゼミナール」を展開します。
2. 健康づくりを推進する地域の核となる健康づくり推進員・健康体操サポーター等、地域で自発的に健康づくりを行うための仕組みづくりに取り組みます。
3. 元気な高齢者へのフレイル予防を目指した健康教育の実施及び自分に合った健康づくりの場、コロナ禍でも自宅でできる運動メニュー等の情報提供を行います。

3. 健康指標

フレイル予防の一部としての運動事業・介護予防事業に取り組み、自分に合った健康づくりを自発的に進める仕組みづくりを目指すため下記の指標とします。

1. 地域で自発的に活動する人を増やす。
自分の住む地域での健康にかかわる活動に、参加・協力できる人を増やす。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
健康体操サポーター 新規登録数	3 人	増やす	健康体操サポーター 登録名簿

2. 自分に合った健康づくりの場につながる人を増やす。
5 年以上運動を継続して行う人を増やす。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
運動継続期間が 5 年以上の方	64.4 %	増やす	日野市健康づくりに 関する調査書

【運動の定義】

ここでの運動とは、1 日30分程度、週 2 回以上の運動を指す。

国及び都の取り組み

がんは、昭和56年より死因の第1位であり、平成27年には、年間約37万人が亡くなり、生涯のうちに、約2人に1人が罹患すると推計されています。こうしたことから、依然として、がんは、国民の生命と健康にとって重大な問題です。

国は、平成18年にがん対策基本法を公布し、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため「がん対策基本計画」を策定しました。平成30年3月に全5節からなる「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図り、がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指すとしています。（図7）

東京都は、国の計画と同様に「東京都がん対策推進計画」を策定し、平成30年に第二次改定を行い、「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」、「患者本位のがん医療の実現」、「尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築」の3つの目標を掲げ都や区市町村、がん患者を含めた都民、医療従事者、各種関係団体、事業主が一体となって、様々な取り組みを進めていくこととしています。（図8）

図7：がん対策基本法

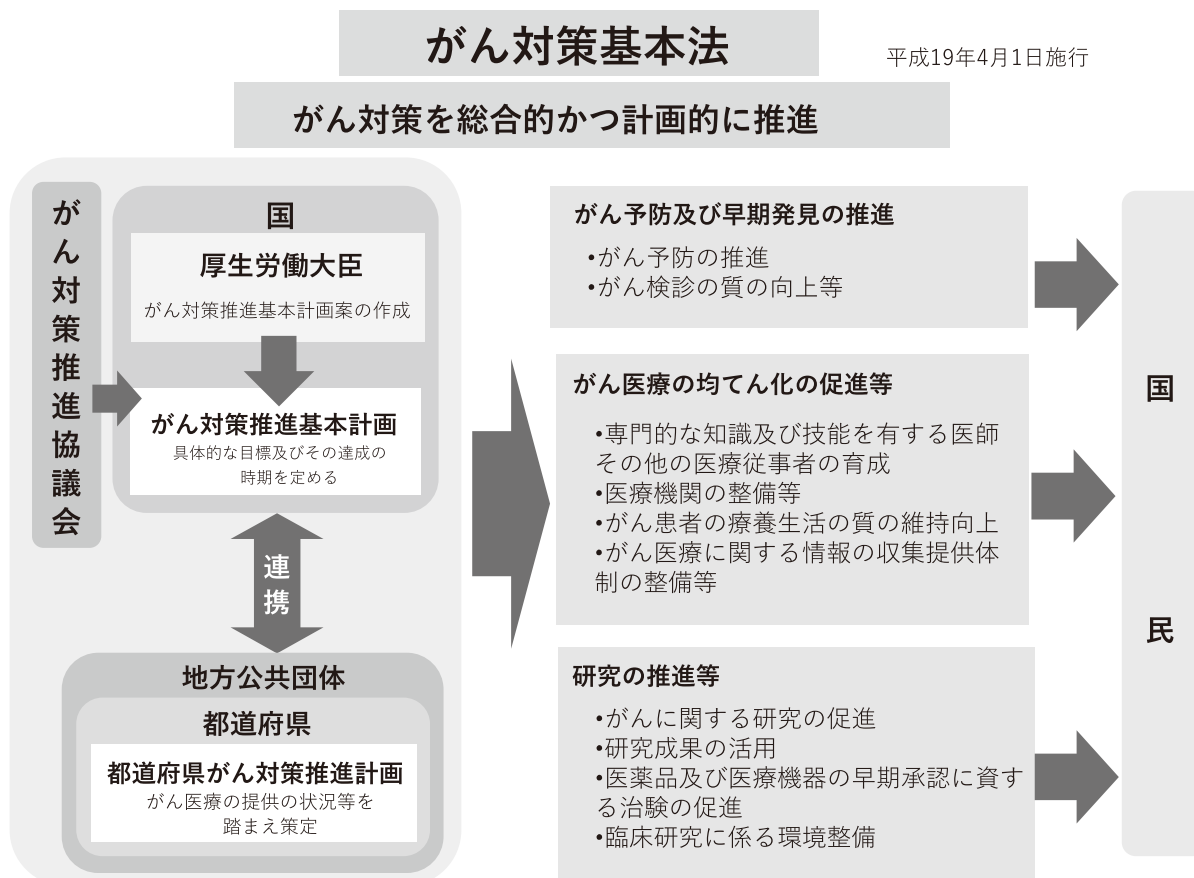


図 8：東京都がん対策推進計画

出典：東京都がん対策推進計画第2次改訂（抜粋）

第3章

全体目標と基本方針

1.全体目標

〇都のがん対策を実効性のあるものにしていくためには、本計画期間における都のがん対策を包括する全体目標を設定し、その達成に向けて、様々な施策を推進していくことが重要です。

〇がん患者を含めた都民が、がんを知り、がんを克服することを目指し、予防の充実や医療の推進、そしてがん患者がその置かれている状況に応じ必要な支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができるよう、達成すべき全体目標を以下のとおり掲げます。

「がん患者を含めた都民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」



目標 1

「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」
～がんを知り、がんを予防する～

目標 2

「患者本位のがん医療の実現」
～患者本人の意向を尊重し、トータルケアの視点を持ったがん医療の推進～

目標 3

「尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築」
～がんになっても自分らしく生きることのできる社会を実現する～

〇この三つの全体目標のもと、都や区市町村、がん患者を含めた都民、医療従事者、各種関係団体、事業主等が一体となって、様々な取り組みを進めていきます。

日野市の取り組み

日野市は、がんを負けない社会の実現に向けた市のがん対策の基本事項を定めることにより、がん対策の総合的な施策の推進に資することを目的とする「日野市がん対策推進基本条例」を平成24年9月に制定しました。

市民、保健医療関係者、事業者及び市の役割のほか、市の責務を定め、市はがん対策に関し、がんに関する正しい知識の普及啓発及び予防に実効性のある施策の実施に努めるとともに、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族と連携を図りながら、必要な施策を実施するよう努めるものとしています。

第4期「日野人げんき！」プランでは、本条例を基に、「がん予防の推進」「がんの早期発見の推進」「がんとの共生」を柱とし、がん対策を推進します。

日野市がん対策推進基本条例

目的（第1条）

この条例は、がんを負けない社会の実現に向けた市のがん対策の基本事項を定めることにより、がん対策の総合的な施策の推進に資することを目的とする。

市の責務（第2条）

市は、がん対策に関し、がんに関する正しい知識の普及啓発及び予防に実効性のある施策の実施に努めるとともに、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族と連携を図りながら、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

市民の役割（第3条）

市民は、がんに関する正しい知識を持ち、喫煙、食生活、運動及び生活習慣の改善等、がん予防に努めるとともに、市が行うがん予防・検診事業に積極的に参加し、がんの早期発見・早期治療に努めるものとする。

出典：日野市がん対策推進基本条例（抜粋）

大目標 2

がん対策を推進します

中目標 1

がんの予防を推進します

1. 市の現状と課題

日野市の主要死因別死亡者数順位では平成27年から令和元年の間、男女とも悪性新生物（がん）が第1位となっています。

世界保健機関によれば、「がんの約40%は予防できるため、がん予防は、全てのがん対策において、最も重要で費用効果に優れた長期的施策となる」とされております。

がん予防には、がんの発症の要因となるウイルスの感染の早期検査、生活習慣（喫煙・飲酒・食事・運動・体形管理）の改善をすることが、がん予防につながると言われています。正しい情報の発信を行っていくことが重要です。

日野市健康づくりに関する調査（平成31年3月）では自分の健康に関心があると答えた方は8割を超えており、その情報元は「テレビ・ラジオ」からが一番多く、次いで「新聞・雑誌・本」「インターネット」の順となっています。（図9）

一方、今後情報は何から得たいかの回答では「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌・本」「インターネット」に続き「広報ひの」が上位に入っており、年齢が高くなるほどその率は高くなっています。（図10）

情報元として多くの市民が利用している「テレビ・ラジオ」の健康情報は、情報の求め方によっては偏った健康習慣を身に着けてしまうことも危惧されているため、あらゆる年齢層に正しい情報が届くよう、広報ひのでの情報発信のほか、様々な形での知識の普及を図っていく必要があります。

図9：現在、健康に関する情報は何かから得ているか（％）

出典：日野市健康づくりに関する調査書

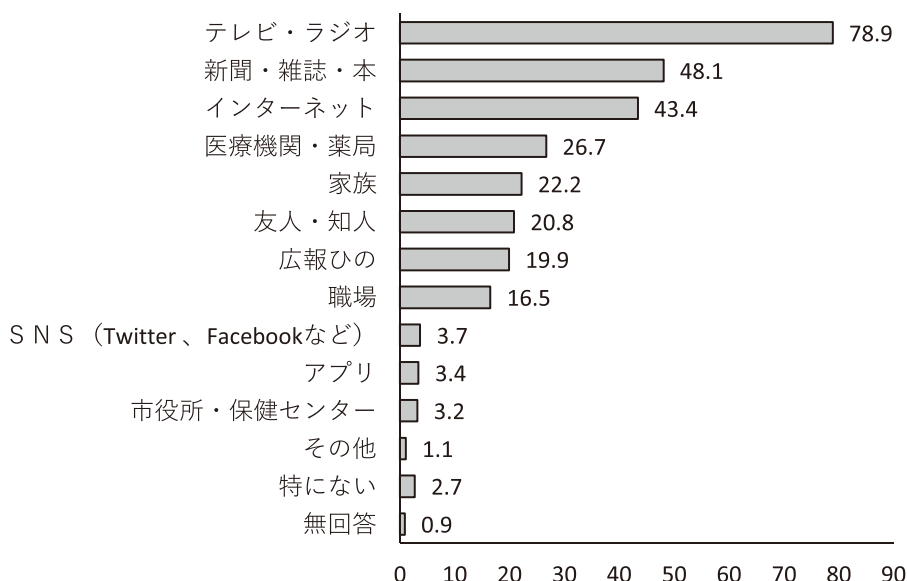


図10：今後、健康に関する情報は何かから得たいか（％）

出典：日野市健康づくりに関する調査書

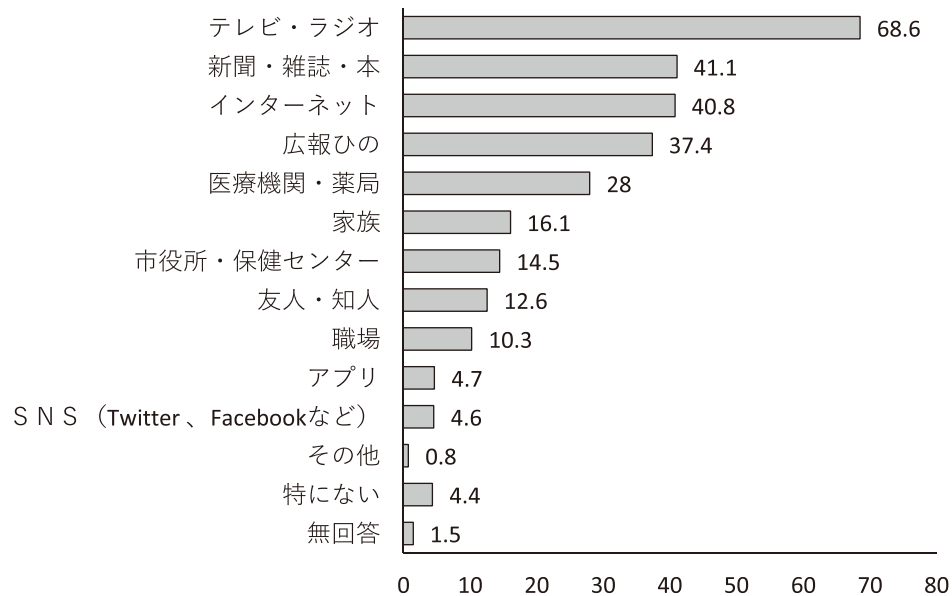


表1：がんの予防法

喫煙	タバコは吸わない 他人のたばこの煙を避ける
飲酒	飲酒をする場合は、節度のある飲酒をする
食事	食事は、偏らずバランスよくとる 塩蔵食品・食塩の摂取は、最小限にする 野菜や果物不足にならない 飲食物を熱い状態でとらない
身体活動	日常生活を活動的に過ごす
体形	適切な範囲内で適正な範囲で管理する
感染	肝炎ウイルス感染検査を受け、感染している場合は専門医に相談する 機会があればピロリ菌の検査を受ける

出典：国立がんセンター「科学的根拠に基づく発がん性・がん予防効果の評価とがん予防ガイドライン提言に関する研究」

2. 今後の取組み

- 年代に合わせたがんについての知識の普及を図っていきます。
 - 働く世代や子育て世代への健康教育の実施（商工会や子育て団体との連携）
 - 乳幼児健診などを活用した乳房自己触診モデルの設置及び周知啓発
 - 広報、ホームページでのがん検診のお知らせと合わせたコラムや特集を組む
 - 大学や企業と連携しイベントを活用した普及啓発
- 科学的根拠に基づいた情報発信をしていきます。
 - 様々な健康課事業での生活習慣に起因するがん予防についての情報発信
 - 検診会場での禁煙についての相談、教育の実施
 - 行動変容させるための地域の団体と協働した健康教室の実施

3. 健康指標

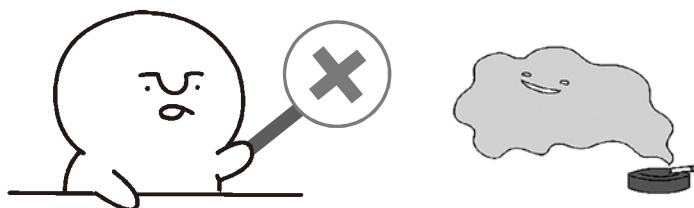
- 子育て世代への乳がん、子宮頸がん予防に関する健康教育を実施する。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
子育て世代へのがん 予防教育実施回数	2 回	増やす	事業概要（保健衛生）

- がん予防の適切な知識や情報が増える。

がんを防ぐための知識を習得し、がん予防の生活習慣を実践する人が増える。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
禁煙教育実施回数	4 回	増やす	事業概要（保健衛生）



大目標 2

がん対策を推進します

中目標 2

がんの早期発見を推進します

1. 市の現状と課題

国では、死亡率減少効果が科学的に明らかになっているがん検診について、種類や対象年齢等を「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で定めています。市においても、この指針に基づきがん検診を実施していきます。（表2）

表2：国の指針のもとに実施している日野市のがん検診

検診名	検査方法	対象者	受診間隔
胃がん検診	胃X線検査	40歳以上	年1回
胃がん検診	胃内視鏡検査	50歳以上	2年に1回
肺がん検診	肺部X線 ※1	40歳以上	年1回
大腸がん検診	便潜血検査	40歳以上	年1回
乳がん検診	マンモグラフィ・視触診 ※2	40歳以上	2年に1回
子宮頸がん検診	頸部細胞診	20歳以上	2年に1回

※1 高リスク者に喀痰細胞診を追加実施

※2 国は視触診は推奨しない

日野市健康づくりに関する調査より、がん対策として日野市に期待することとして、セット検診（胃・肺・大腸がん検診の同時実施）の継続や受診できる場所の拡大、土日・祝日の検診の実施等が挙げられ、現在市民のニーズに沿ったがん検診を実施しています。しかし、上記の策を講じていても令和元年度のがん検診受診率は国の目標受診率を下回っています。（図11）今後も、更なるがん検診の重要性の普及啓発、検診の受診勧奨等を行っていく必要があります。

日野市のがん検診精密検査受診率は、乳がん検診以外は国の目標値を下回っています。特に大腸がん検診の精密検査受診率は61.4%と低くなっています。（図12）今後さらに受診勧奨を進めていくとともに、要精密検査対象者の受診率を上げるために、受診の向上では乳がん、子宮頸がんを重点課題に、また精密検査受診の向上では、大腸がん検診を重点課題におき、早期発見、医療受診につなげるような取り組みをしていくことが重要です。

図11：令和元年度がん検診受診率（目標値：50%）

出典：令和2年度保健衛生事業概要（日野市）

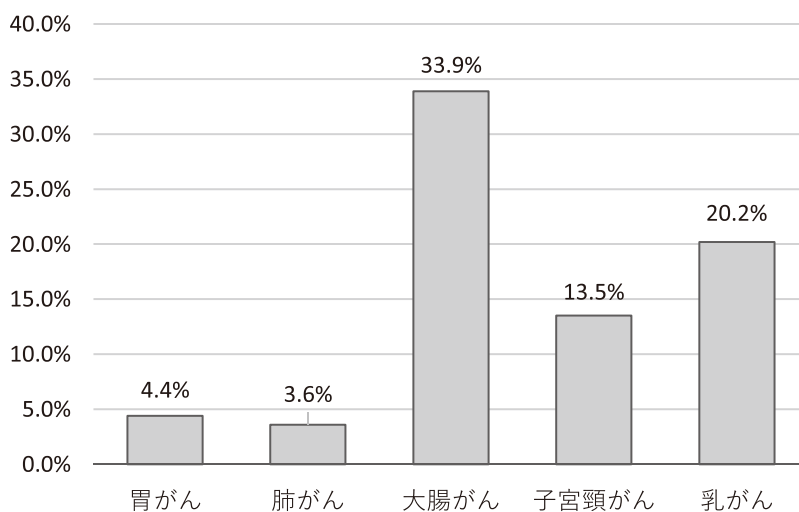
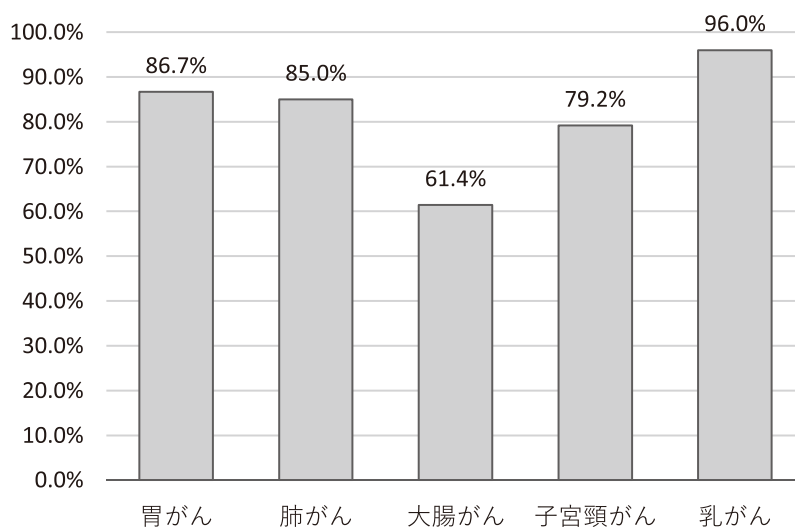


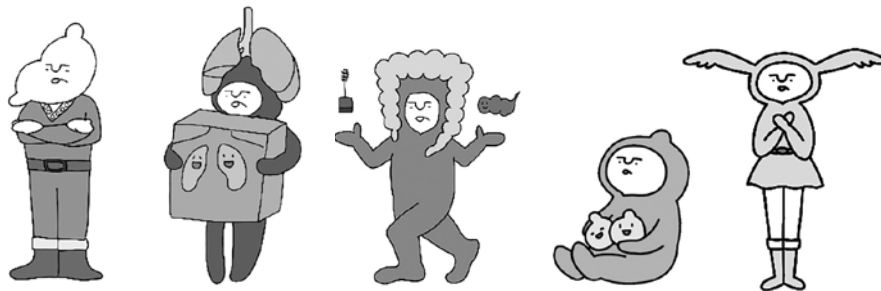
図12：平成29年度精密検査受診率（目標値：90%）

出典：平成30年度地域保健・健康増進事業報告



2. 今後の取組み

1. 指針に基づいたがん検診を実施します。
2. 精度管理データを実施医療機関と共有していきます。
3. 大腸がん検診の精密検査の周知徹底を図ります。
4. 市民ががん検診を受けやすい環境づくりを継続します。



3. 健康指標

取り組みの成果は、各受診率で評価します。

1. がん検診の受診率を上げる。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
乳がん検診受診率	20.2%	増やす	事業概要（保健衛生）
子宮頸がん検診受診率	13.5 %	増やす	事業概要（保健衛生）

2. 精密検査の受診率を上げる。

大腸がん検診の精密検査受診率を上げる。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
大腸がん検診 精密検査受診率	63.0 %	増やす	大腸がん検診 精密検査受診率

1. 市の現状と課題

がんとの共生にはがん患者や家族だけではなく、医療機関や勤務先、地域が一体になり、がんになっても地域でその人らしく暮らしていくための相談支援の充実及び、在宅療養をするための環境調整が求められています。

東京都のがん対策推進計画（第2次改定）では、ライフステージに応じたがん対策として、AYA世代²を含め、子どもから高齢者までがそれぞれのライフステージに合った療養支援体制づくり、また治療と社会生活の両立を目指した取り組みについて示されています。

日野市においても、この方向性に基づき、がん患者や家族がその人らしく暮らしていけるよう支援することが必要です。療養生活や就労継続支援、子育てをサポートするために必要な情報を得られるような仕組みが求められます。

在宅医療の調査では末期がんや脳卒中等で長期の療養が必要になった場合、住み慣れた自宅で療養を続けたいと願っても家族の負担や医療体制や住環境が整わないために断念せざるをえない方もいるのが現状です。在宅療養を支える仕組みが必要です。

市の在宅療養支援課では市内外の医療機関や関係機関から相談を受けています。

「まちの在宅医療相談会」を定期的に市内の拠点で実施し、在宅医療の相談の場として活用されています。また、がんカフェの参加、がん緩和ケア講演会の実施を通して相談窓口の周知を図るとともに、がん患者や家族、市民の声の中から相談、要望や気持ちを聞き、必要な機関と連携し支える基盤の整備を進めています。

2.AYA世代とは、主に15歳以上40歳未満の思春期及び若年成人世代を指す。

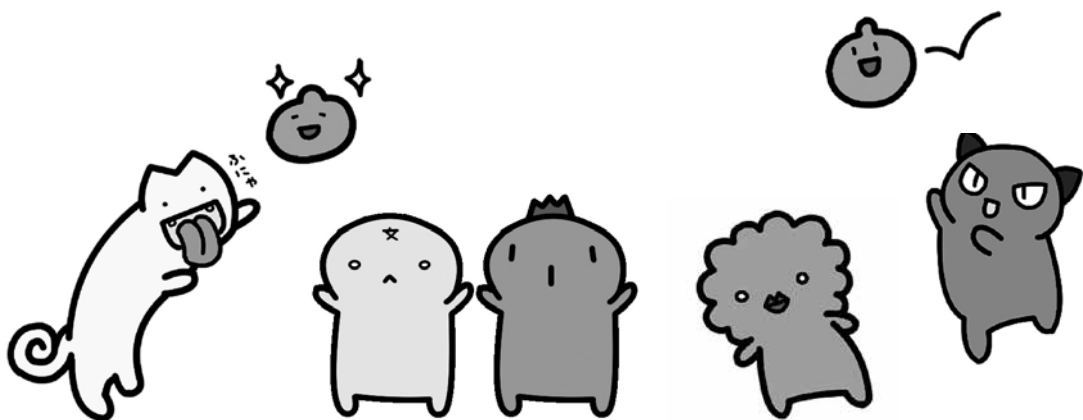
2. 今後の取組み

1. 相談機関の紹介を行います。
 - ・がん患者及び家族が孤立しないための相談窓口、がんカフェ等の紹介
 - ・在宅でのケア体制を整えるための在宅療養支援課及び病院との連携
 - ・東京都が実施する離職防止や再就職等の就労支援事業の情報提供
2. がんとの共生についての周知を行います。
 - ・ライフステージに応じたがんとの共生
 - ・がんに関する正しい理解の促進

3. 健康指標

1. 情報提供の場を増やす
がんとの共生の中で必要な情報にアクセスしやすい環境を作る。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
がんに関する相談・支援団体との連携	1 団体	増やす	日野市ホームページ



歯とお口の健康づくりを推進します

国及び都の取り組み

国は、口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、「歯科口腔保健の推進に関する法律（以下「歯科口腔保健法」）」を平成23年8月10日に公布しました。

この法律は、「歯科疾患の予防に向けた取り組み」、「歯科疾患の早期発見・早期治療」、「各年代における適切な歯科口腔保健の推進」、「各関連施策の有機的な連携・協力を得た総合的歯科口腔保健の推進」を基本理念と定めています。

歯科口腔保健の推進に関する法律

基本理念（第2条）

- (1) 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

出典：歯科口腔保健の推進に関する法律（抜粋）

東京都は、「歯科口腔保健法」に基づき、東京都歯科保健推進計画として、「いい歯東京」を策定しています。

都民の目指す姿の実現に向けた4本の柱を掲げ、柱ごとに現状と課題を明らかにし、取組の方向性と目指すべき指標を示しています。

いい歯東京（計画期間：2018年度から2023年度までの6か年計画）

計画の4本の柱

- ① ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
- ② かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進
- ③ 地域で支える障害者歯科医療の推進
- ④ 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

出典：いい歯東京（抜粋）

日野市の取り組み

日野市では、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康の保持増進に寄与するための条例として、「日野市みんなですすめる歯とお口の健康づくり条例」を制定し、平成25年1月1日から施行しました。

この条例は、「歯科口腔保健法」及び健康増進法の趣旨に基づき、日野市における歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康増進に寄与することを目的としています。

日野市みんなですすめる歯とお口の健康づくり条例

基本理念（第2条）

歯と口腔の健康づくりは、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるよう次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 歯と口腔の健康が全身の健康の保持増進、生活の質の維持向上及び健康寿命に深く関わりがあるという基本認識のもと行うよう努めること。
- (2) 市民がかかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科検診を受けるとともに適切な生活習慣を身に付け、自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを推進するよう努めること。
- (3) すべての市民が歯と口腔の機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的な保健医療サービスを受けることができる環境整備の推進に努めること。

市の責務（第3条）

市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

出典：日野市みんなですすめる歯とお口の健康づくり条例（抜粋）

年齢や性別に関わらず、かかりつけ歯科医を持つことが、歯とお口の健康づくりにおいて大切です。本計画では、かかりつけ歯科医を持つことに重点を置き、歯とお口の健康づくりを推進します。

【かかりつけ歯科医の定義】

かかりつけ歯科医とは、必要に応じて口腔機能管理（むし歯や歯周病の治療、義歯の調整等）を行い、さらに定期的・継続的に口腔衛生管理（保健指導や歯科健診等）を行う歯科医のことと定義する。

歯とお口の健康づくりを推進します

中目標
1

【妊娠期】

妊娠期からかかりつけ歯科医を持ち、母子共に健康なお口を育てられるよう推進します

1. 市の現状と課題

妊娠期は女性ホルモンの急激な増加による口腔内環境の変化や、つわりの影響で十分な歯磨きが実施できず、口腔衛生状態が不良になりやすい時期です。その為、むし歯や歯周病に罹患しやすい状態になります。さらに重度歯周病になると、早産や低体重児出産のリスクが高くなることが明らかになっています。むし歯や歯周病の早期発見・早期治療を行い、生まれてくるお子さまの為にも、妊娠期からかかりつけ歯科医を持つことが大切です。また、保護者にかかりつけ歯科医がいると、子どもと一緒に歯科医院を受診しやすい環境になります。

日野市では、妊婦歯科健康診査を実施しています。平成30年度より集団健康診査から個別健康診査に実施方法を変更し、より多くの妊婦の方に受診していただくことができています。かかりつけ歯科医を決めていなかった母親が、妊婦歯科健康診査をきっかけに歯科医院を受診し、出産後は子どもと一緒に歯科医院を受診するというサイクルを定着させることが今後の目標です。

令和元年度の日野市妊婦歯科健康診査の受診結果で、かかりつけ歯科医を決めていない方は62%でした。各ライフステージで変化するお口の問題点への意識を持ち、かかりつけ歯科医を持つことの動機づけにつなげていくことが今後の課題です。この課題に向けてまずは現状を把握することが必要です。

2. 今後の取組み

1. 日野市妊婦歯科健康診査を通して、かかりつけ歯科医の重要性を周知し、かかりつけ歯科医を持てるよう支援します。

3. 健康指標

1. 日野市妊婦歯科健康診査を受診された方で、かかりつけ歯科医を決めていない人を減らす。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
かかりつけ歯科医を決めていない人	62.0%	減らす	妊婦歯科健康診査 受診票問診項目

大目標
3

歯とお口の健康づくりを推進します

中目標
2

【乳幼児期】

むし歯のない健康なお口を持つ子どもの育成に取り組みます

1. 市の現状と課題

乳幼児期は、乳歯が生え、食べる機能を獲得する時期です。乳歯はむし歯になりやすいため、保護者の仕上げ磨きや歯科医院での定期的な予防処置が大切になります。

平成30年度の1歳6か月児健康診査でむし歯のない子どもの割合は99.3%、3歳児健康診査でむし歯のない子どもの割合は90.7%であり、むし歯のない子どもの割合は、1歳6か月児・3歳児共に9割以上となっています。（図13・図14）

3歳児健康診査でむし歯のない子どもの割合は、東京都の数値より低いため、3歳児健康診査でむし歯のない子どもの人数を増やす取り組みが今後の課題です。

図13：1歳6か月児健康診査でむし歯のない子どもの割合（%）

出典：1歳6か月児健康診査結果・東京の歯科保健（東京都福祉保健局）

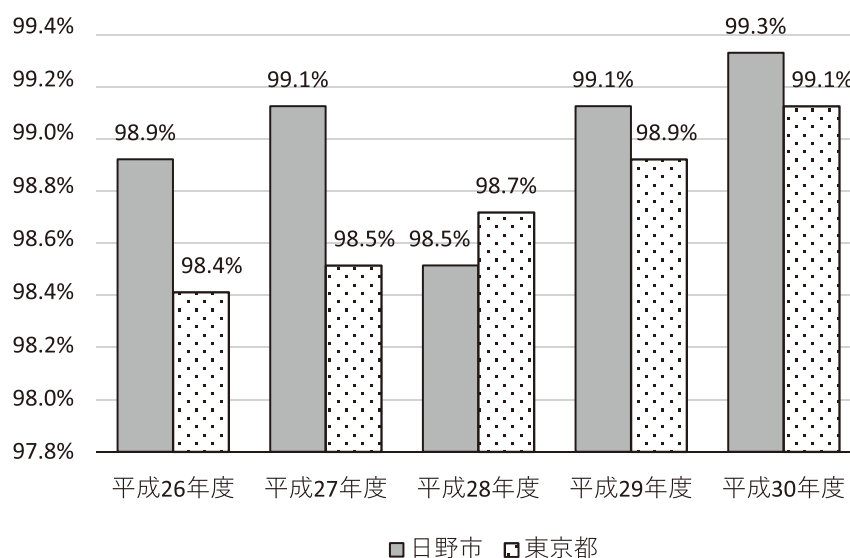
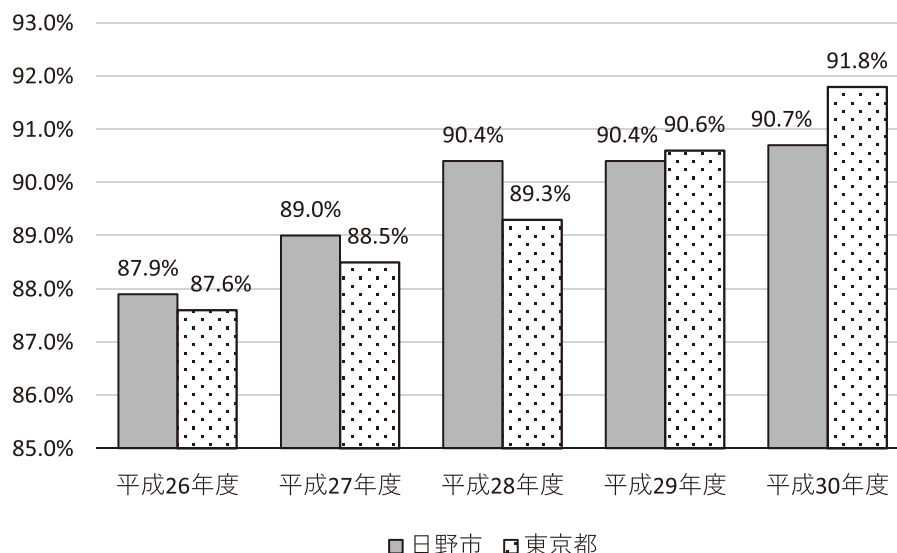


図14：3歳児健康診査でむし歯のない子どもの割合（％）

出典：3歳児健康診査結果・東京の歯科保健（東京都福祉保健局）



1歳6か月児健康診査ではむし歯がある子どもは数パーセントですが、むし歯のない子の中に、毎日甘味料を摂取している子や、仕上げ磨きをしていない子がいます。

3歳児健康診査では10%前後の子どもにむし歯があります。1歳6か月から3歳までの期間に、むし歯が増加していることがわかります。乳歯のむし歯は、悪化すると永久歯にも影響を及ぼすので、早期発見・早期治療が大切です。早期発見・早期治療をするためには、かかりつけ歯科医を持つことが重要となります。

令和元年度の3歳児健康診査のアンケート結果では、かかりつけ歯科医がない子どもは58.7%でした。かかりつけ歯科医を持つ子どもが増えると、それに伴いむし歯がない子どもも増加することが考えられます。

また、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の歯科健診では、口腔内を診るだけでなく、生活習慣や家庭環境等にも目を向ける必要があります。適切な歯磨きの方法がわからない、歯科受診ができないなど継続したフォローが必要となる子どもや保護者に関しては、関係機関と情報共有しながら関わるようにしています。

早期からかかりつけ歯科医を持つことで、しっかりと口腔管理ができるだけでなく、保護者の子どものお口に対する意識の向上にもつながります。今後、より早い段階からかかりつけ歯科医を持てるような仕組みづくりが必要です。

2. 今後の取組み

1. 乳歯が生え始める前の3・4か月児健康診査で保護者への子どものお口に関する情報発信や健康教育を実施できる体制作りをします。
2. 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児歯科相談、ホームページ等を通して、むし歯の予防に関する健康教育の実施とともに、かかりつけ歯科医の重要性を周知していきます。

3. 健康指標

1. 乳歯が生え始める前からの取組みを行うことで各健診時の子どもの状態で評価します。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
1歳6か月児健康診査で、保護者が毎日仕上げ磨きをしている子ども	96.5 %	増やす	1歳6か月児健康診査
3歳児健康診査で、むし歯のない子ども	92.1 %	増やす	3歳児健康診査
3歳児健康診査で、甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいる子ども	21.0 %	減らす	3歳児健康診査
3歳児健康診査で、かかりつけ歯科医を持っている子ども	35.4 %	増やす	3歳児健康診査



歯とお口の健康づくりを推進します

【学齢期・成人期】

子どもの歯肉炎予防・成人の歯周病予防に努めます

1. 市の現状と課題

学齢期は、乳歯から永久歯に生えかわる大事な時期です。進学等によりライフスタイルの変化が起こる時期でもあり、むし歯や歯周病の予防と生活習慣の改善に自ら取り組む習慣をつけることが大切になります。

令和元年版南多摩保健医療圏保健医療福祉データ集によると「12歳時でむし歯のない人の割合」は、75.8%、東京都は67.5%、南多摩保健圏域は66.4%であり、日野市は上位クラスといえるところまでできています。この数値をみると、教育委員会、学校、学校歯科医が連携を図り取り組んでいる歯科保健活動の成果が表れています。

近年、むし歯は減少傾向が続いているにも関わらず、歯肉炎が増加している事が問題になっています。平成30年度の「歯肉炎のある人の割合」は、小学生で8.4%、中学生で23%であり、特に小学校高学年から中学生にかけて徐々に増加する傾向にあります。

歯肉炎をそのまま放置すると、将来的には歯周病につながり、歯を失う原因になる可能性があります。小学生から、むし歯予防と合わせて歯肉炎予防対策を強化し、実施していく必要性があります。

成人期は、歯周病の増加と悪化が進む時期です。歯周病は、糖尿病や心疾患等の様々な全身疾患と関連性があることも報告されており、歯やお口の健康を保つことが、健康寿命の延伸に大きく関与すると言われています。

歯周病はしっかりと口腔状態を管理すれば予防できる疾患であるため、かかりつけ歯科医を定期的に受診し、自分に合った適切な清掃方法や正しい生活習慣を身に付け、自ら実践することが重要です。

日野市では平成12年度から、歯周病による歯の喪失予防・かかりつけ歯科医の定着を図ることを目的に、お口の健康診査(歯周病検診)を実施しています。学齢期を過ぎ成人期になると、自分の歯やお口の健康に対する関心が薄れてくる時期ですが、自ら行う口腔ケアと定期的な健診や予防処置が大切な時期です。お口の健康診査を通し、歯周病予防を支援していきます。

2. 今後の取組み

1. 個々の学校で実施している歯科に関する取り組みを調査・分析し、小学生や中学生での予防歯科教育の普及を行います。
2. お口の健康診査及び後期高齢者歯科健康診査受診者数を増やし、定期的な歯科受診の必要性を周知していきます。
3. かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診や予防処置を受診する方が増加するように支援します。

3. 健康指標

1. 取り組みの成果は、各健診結果で評価します。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
中学1年生でむし歯のない子ども	77.5%	増やす	学校歯科健診結果
中学1年生で歯肉に異常のない子ども	78.4%	増やす	学校歯科健診結果
お口の健康診査の受診率	8.9%	増やす	お口の健康診査受診率
お口の健康診査受診者で、かかりつけ歯科医を持つ方	59.8%	増やす	お口の健康診査受診票問診項目

【お口の健康診査（歯周病検診）対象者】

現状（令和元年度）：20歳から70歳までの5歳刻みの方

今後、事業の見直し等が行われた場合、対象者は変更となる可能性があります。



大目標
3

歯とお口の健康づくりを推進します

中目標
4

【高齢期】 口腔機能の維持向上を推進します

1. 市の現状と課題

高齢期は、歯の喪失が進み口腔機能の低下が見られる時期です。生涯を通じて食事や会話を楽しむことができる口腔機能の維持を支援していく必要があります。

日野市では平成12年度からお口の健康診査（歯周病検診）を実施、平成30年度から後期高齢者歯科健康診査を実施しています。

高齢期は口腔機能の低下により、口腔内が不衛生になりやすく、誤嚥による肺炎や窒息などの危険性が高まります。また、低栄養を招くリスク要因の一つとも言われており、高齢者の口腔機能の維持向上は、日野市としても課題の一つと捉えています。

現在、お口の健康診査と後期高齢者歯科健康診査は同様の内容で実施しています。今後の事業展望として、後期高齢者歯科健康診査は高齢者の歯やお口の特徴を踏まえた内容に見直しを検討しています。口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療につなげることで、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等を早期に実現していくことが目的です。

図15：お口の健康診査（歯周病検診）受診率（％）

出典：令和2年度保健衛生事業概要（日野市）

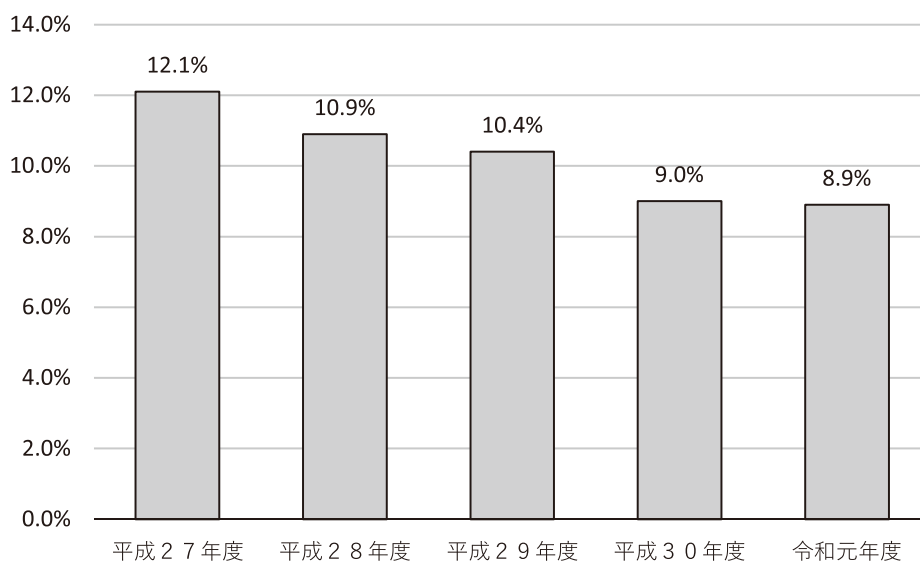
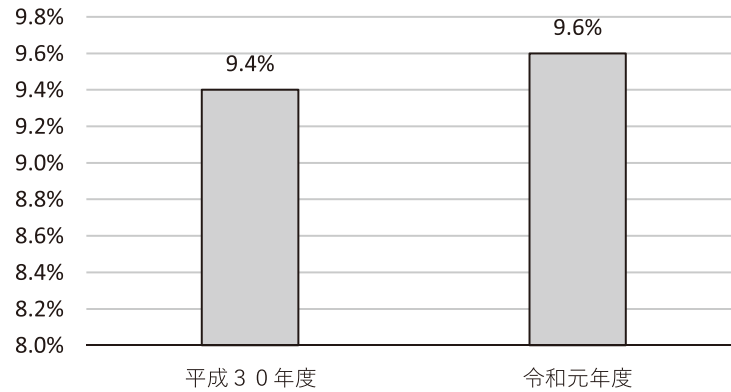


図16：後期高齢者歯科健診受診率（％）

出典：令和2年度保健衛生事業概要（日野市）



2. 今後の取組み

1. お口の健康診査及び後期高齢者歯科健康診査受診者数を増やし、定期的な歯科受診の必要性を周知していきます。
2. かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診や予防処置を受ける方が増加するよう支援します。
3. 後期高齢者歯科健康診査の内容は高齢者の特性を踏まえ、口腔機能低下症のスクリーニングができる健診に変更します。

3. 健康指標

1. 取り組みの成果は、各健診結果で評価します。

指 標	現状値	最終目標値	出 典
お口の健康診査受診率	中目標（3）にて指標評価		
後期高齢者歯科健診受診率	9.6 %	増やす	後期高齢者 歯科健康診査受診率
お口の健康診査受診者で、 かかりつけ歯科医を持つ方	中目標（3）にて指標評価		
後期高齢者歯科健康診査受診者で、 かかりつけ歯科医を持つ方	44.5 %	増やす	後期高齢者歯科健康 診査受診票問診項目



第3期	第4期
《大 目 標》	【中 目 標】
1 健康づくりを推進します	(1) 妊娠・出産に対する支援を充実します 子どもの健康診査や予防接種及び相談体制を充実します (2) 生活習慣病予防を推進します (3) 運動による健康づくりを推進します (4) 喫煙のリスクに関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます (5) 休養と心の健康づくりを充実します (6) 健康づくり推進員、健康体操サポーターによる健康づくりをすすめます →新・ひのっ子すくすくプランにて推進 →大目標1 中目標(1) 及び新・ひのっ子すくすくプランにて推進 →大目標1 中目標(2) →大目標1 中目標(3) →がん対策として推進 →大目標1 中目標(2) →大目標1 中目標(3)
2 がん対策を推進します 目標1：がんによって亡くなる人を減らします。 目標2：がんになっても、みんなが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現をめざします。	(1) 科学的根拠に基づくがん予防を推進します (2) がんの早期発見を推進します (3) がんの健康教育およびがんの普及啓発活動を推進します (4) がん患者やその家族への支援をすすめます →大目標2 中目標(1) →大目標2 中目標(2) →大目標2 中目標(1) →大目標2 中目標(3)
3 歯とお口の健康づくりを推進します 目標1：歯とお口の健康の大切さを知り、生涯にわたって健口であることを保ちます。 目標2：予防や治療に向けて、みんながかかりつけ歯科医を持ち、歯科保健医療サービスを適切に活用します。	(1) 【乳幼児期】 歯みがきや噛む習慣を身につけ、むし歯のない健康なお口を育てます (2) 【学齢期】 歯とお口の健康づくりの基礎をつくり、むし歯と歯周病を予防します (3) 【成人期】 かかりつけ歯科医で定期的に検診を受診し、自己管理方法を習得することでお口の健康および全身の健康を守ります (4) 【高齢期】 自分にあった口腔ケアを実践し、しっかり噛める歯を保ち食事を楽しむことを進めます →大目標3 中目標(2) →大目標3 中目標(3) →大目標3 中目標(3) →大目標3 中目標(4)
4 住み慣れた地域で生き看取られる暮らしへの支援を充実します (地域包括ケアシステムの構築)	(1) 総合的な健康情報の発信の体制の確立(健康課) (2) 医療と介護の連携推進(健康課・高齢福祉課) (3) 地域連携による認知症対応の強化(高齢福祉課) →達成 →日野市在宅療養体制構築のための基本計画にて推進 →日野市高齢者福祉総合計画にて推進
5 産官学金連携による社会的な健康課題への取組を推進します (創生総合戦略策定により管理)	(1) 大学等との連携し、健康施策に取り組みます(健康課・文化スポーツ課) (2) 企業との連携による健康事業の推進(健康課・文化スポーツ課) (3) 地域諸団体との連携による健康事業の推進(健康課) →日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略にて推進
6 国保・医療レセプトデータの利活用による疾病予防を推進します (国保データヘルス計画にて管理)	(1) データ収集の継続と分析情報の共有(保険年金課) (2) データヘルスによる疾病予防強化(保険年金課・健康課) →日野市国民健康保険データヘルス計画にて推進
7 歩きたくなるまちづくりを推進します (スポーツ推進計画にて管理)	(1) 歩きたくなるまちづくりの仕掛けの継続と強化(緑と清流課・道路課) (2) 歩きたくなる機会の創出(文化スポーツ課) (3) 歩きたくなる環境の整備(都市計画課) →スポーツ推進計画にて推進
8 食育を推進します (食育推進計画にて管理)	→食育推進計画にて推進

資料2 第4期「日野人げんき！」プラン策定経過

	開催日	会議等
令和2年	7月1日	第4期「日野人げんき！」プラン策定 市民委員募集
	7月～10月	健康課事務局案作成
	11月30日	第1回策定会議
令和3年	5月14日～6月14日	第4期「日野人げんき！」プラン（案） パブリックコメント募集
	6月14日～6月29日	第4期「日野人げんき！」プラン（案）修正
	6月29日	第2回策定会議
	7月	計画策定

資料3 第4期「日野人げんき！」プラン策定委員名簿

（敬称略）

	氏 名
市民委員	岩 下 正 人
	平 井 周 子
	玉 木 雅 治
医師会	塩 谷 武 洋
歯科医会	服 部 保 宏
薬剤師会	栗 太 隆

資料4 「日野人げんき！」プラン策定会議設置要綱

平成27年4月30日制定

「日野人げんき！」プラン策定会議設置要綱(平成15年8月19日制定)の全部を改正する。

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)により、第5次日野市基本構想・基本計画及び市のヘルスケア・ウェルネス戦略の趣旨を踏まえ、健康づくりに関する総合的な施策を実施し健康寿命の延伸に資する取組を実現するための計画として「日野人げんき！」プランを策定するため、「日野人げんき！」プラン策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

(1) 「日野人げんき！」プラン(以下「プラン」という。)の素案の作成に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、プランの素案の作成に必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員6人以内をもって組織する。

(1) 公募市民 3人以内

(2) 医師会、歯科医会及び薬剤師会がそれぞれ推薦する者 各1人

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から第2条に規定する市長への報告を完了した日までとする。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、会長が招集する。

2 会長は、策定会議において会議の議長となる。

3 策定会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 策定会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を策定会議に出席させ、意見を聴くことができる。

6 策定会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(検討及び調整)

第7条 市長は、策定会議から提出されたプランの素案について、検討及び調整を行うものとする。

2 前項の検討及び調整の結果、市長が必要があると認めるときは、再度策定会議に対して調整を求めるものとする。

(関係者の出席)

第8条 会長及び代表者は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第9条 委員及び委員以外の者が策定会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(事務局)

第10条 策定会議の事務局は、健康福祉部健康課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

資料5 日野市がん対策推進基本条例

平成24年 9 月28日
条例第37号

がんは、二人に一人が侵される、国民病といわれています。

日野市は、この状況を深く認識し、がんに打ち勝つためのあらゆる方策を市民みんなで考え、取り組む市として、まずは、がんの予防を第一として、市民のがんに対する意識を高め、さらに、子どもたちへのがんに関する教育の重要性を強く認識し、がんに関する学習を積極的に進めるよう努力します。

また、人口の高齢化とともに、がん罹患者の数、死亡者の数は今後とも増えていくことが見込まれると同時に、医療技術の進歩により社会復帰を果たす方や、長期の療養生活を送る方も増えていくことが見込まれています。

がん患者及びその家族の持つ情報量や経済力によって受けられる治療や療養生活に格差が生じないように努めなければなりません。

日野市は、がん患者及びその家族が安心して適切な治療と療養生活を送ることができるよう、市全体で支える環境を整えていきます。

がんを予防する。がんと立ち向かう。

そのための第一歩として、がんに負けない社会を実現するための理念、「日野市がん対策推進基本条例」を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、がんに負けない社会の実現に向けた市のがん対策の基本事項を定めることにより、がん対策の総合的な施策の推進に資することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、がん対策に関し、がんに関する正しい知識の普及啓発及び予防に実効性のある施策の実施に努めるとともに、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族と連携を図りながら、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第3条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、喫煙、食生活、運動及び生活習慣の改善等、がん予防に努めるとともに、市が行うがん予防・検診事業に積極的に参加し、がんの早期発見・早期治療に努めるものとする。

（保健医療関係者の役割）

第4条 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がん予防に努めるとともに、適切ながん医療を提供できるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、従業員に対するがん対策に関する啓発活動及びがん検診受診率の向上に努めるとともに、がん罹患した従業員及びその家族等に対して、公的な生活支援策等に関する適切な情報提供に努めるものとする。

（国・都等との連携）

第6条 市は、国、東京都、保健医療関係者等との連携を図りながら、市の特性を生かしたがん対策を推進するものとする。

（がんの予防及び早期発見の推進）

第7条 市は、食生活、運動及び生活習慣の改善並びに喫煙率の削減等、健康対策を進める。

2 市は、がん検診受診率向上のための施策を推進し、がんの早期発見・早期治療に努めるとともに、女性に特有のがん等、性別及び年齢に応じたがんに対する効果的な施策の実施に努めるものとする。

（地域医療連携の推進・在宅医療の体制整備）

第8条 市は、保健医療関係者、介護事業者等と連携し、がん患者及びその家族が居宅等において、適切ながん治療を受けることができる環境整備に努めるとともに、がん患者と保健医療関係者、介護事業者が相互に連携できる体制の整備に努めるものとする。

（緩和ケアの推進）

第9条 市は、保健医療関係者、関係団体と連携を図り、がんの発見段階から適切な緩和ケアを提供できるよう環境整備に努めるものとする。

（がん患者及びその家族への支援）

第10条 市は、がん患者及びその家族の精神的・経済的不安軽減のための情報提供、相談体制及び情報交換の場の確保等、環境整備に努めるものとする。

（がんに関する教育等の推進）

第11条 市及び教育委員会は、学校その他の教育機関及び保健医療関係者、がん対策推進関係者、がん体験者等との連携を図り、児童及び生徒に対しては、がんについての理解及びがん（生活習慣病）予防のための教育を、市民に対しては、がんに関する正しい知識の普及啓発を推進するものとする。

（地域がん登録の推進）

第12条 市は、がん対策及び医療の向上に資するため、東京都地域がん登録事業実施要綱に基づく地域がん登録を推進する。

2 市は、地域がん登録を推進するに当たり、がん患者の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(がん対策推進基本計画の策定)

第13条 市は、がん対策に関する計画について、国及び東京都の計画との整合性を図りながら、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく市の健康増進計画において定めるものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後、がん対策の推進状況を勘案し、必要があると認める場合には、所要の検討のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

資料6 日野市みんなですすめる歯とお口の健康づくり条例

平成24年12月25日

条例第56号

（目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）の趣旨に基づき、日野市（以下「市」という。）の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯と口腔の健康づくりは、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるよう次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（1） 歯と口腔の健康が全身の健康の保持増進、生活の質の維持向上及び健康寿命に深く関わりがあるという基本認識のもと行うよう努めること。

（2） 市民がかかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科検診を受けるとともに適切な生活習慣を身に付け、自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを推進するよう努めること。

（3） すべての市民が歯と口腔の機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的な保健医療サービスを受けることができる環境整備の推進に努めること。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

（歯科医師等の責務）

第4条 歯科医師、歯科衛生士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、市が行う歯と口腔の健康づくりに関する施策及び市民が自ら取り組む歯と口腔の健康づくりに協力するよう努めるものとする。

（保健医療関係者、教育関係者及び社会福祉関係者の責務）

第5条 保健、医療又は教育若しくは福祉に係る職務に携わる者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、関係者が相互に連携を図りながら歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、市民が自ら取り組む歯と口腔の健康づくりに協力するよう努めるものとする。

（保険者及び事業者の責務）

第6条 医療保険者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、関係者が相互に連携を図りながら被保険者の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、関係者が相互に連携を図りながら、その従業員の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、市が行う歯と口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受ける等、自らの歯と口腔の健康づくりに資する生活習慣の確立について主体的に取り組むよう努めるものとする。

（計画の策定）

第8条 市長は、第3条に規定する歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を計画的に実施するため、健康増進法に基づく市の健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）において、その実施に関する計画を定めるものとする。

2 健康増進計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するために必要な事項

（基本的施策）

第9条 前条第2項第3号の基本的施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び適切な口腔ケアの実践に向けた取組方法等の普及啓発に関すること。
- (2) 歯科疾患の予防及び重症化を防止するためにかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受けることの必要性についての普及啓発に関すること。
- (3) 健康教育、歯科健診、予防対策、口腔ケア及び食育の推進その他の歯と口腔の健康づくりのための施策及びその推進に関すること。
- (4) 乳幼児期、学齢期、青壮年期及び高齢期のそれぞれの特性に応じた歯と口腔の健康づくりのための施策（乳幼児期及び学齢期の児童の保護者に対する施策を含む。）及びその推進に関すること。

- (5) 障害を有する市民、介護を必要とする市民及び妊婦等に対する適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び研修等資質の向上に関すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する情報の収集及び調査研究に関すること。
- (8) 歯科医師等及びその他関係者の連携体制の構築に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策として必要な事項。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

資料7 用語解説

(あ行)

■AYA世代

Adolescent and Young Adult世代の略。主に15歳以上40歳未満の思春期及び若年成人世代を指す。

■お口の健康診査

歯周病を予防し、かかりつけ歯科医の定着を図ることで、口腔の健康の維持・増進を目的とした検診。

(か行)

■かかりつけ歯科医

かかりつけ歯科医とは、必要に応じて口腔機能管理（むし歯や歯周病の治療、義歯の調整等）を行い、さらに定期的・継続的に口腔衛生管理（保健指導や歯科健診等）を行う歯科医のこと。

■がん検診受診率

がん検診受診対象者のうち、実際に検診を受けた人の割合。

■がん対策基本法

日本のがんの対策について、定められた法律（平成18年6月23日法律第98号）。

■国保データベース（KDB）システム

国民健康保険加入者の給付情報（医療・介護・健診）等から、「統計情報」「分析情報」を作成するシステム。

■国保特定健康診査

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の予防の目的で、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の状態を早期発見するため各医療保険者に義務付けられた健康診査。

40歳以上74歳以下の被保険者及びその被扶養者を対象に行われる。日野市では国民健康保険加入者に行う。

(さ行)

■歯周病

口腔内の歯周病原性細菌（歯周病を引き起こす細菌）によって引き起こされる感染症。

■生活習慣病

食習慣、運動、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病のこと。主な生活習慣病は、がん（悪性新生物）、脳血管疾患、心疾患、糖尿病など。

■精検受診率

要精密検査者のうち、精密検査を受けた人の割合。

■摂食嚥下

食べ物を認知してから、口を経由して胃の中へ送り込む、一連の動作。

(た行)

■多職種連携

医師・歯科医師・ケアマネジャー等さまざまな機関、専門職が集まり共有した目標に向けてともに行動すること。

■低栄養

栄養素の摂取が生体の必要量より少ない時に起こる体の状態。健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態を指す。

■糖尿病

インスリンが十分に働かないため血液中を流れるブドウ糖（血糖）が増えてしまう病気。

(は行)

■PCR検査

ウイルスの遺伝子の特定部分を検出する検査方法。

■フレイル

年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能）が低下し、「健康」と「要介護」の中間の状態にあることを指す。

■ヘルスケア・ウェルネス

ヘルスケアとは、健康の維持や増進のための行為や健康管理のこと。ウェルネスとは人々が病気をしないで過ごせる様な健康と積極的なライフスタイルを追求すること。

■日野市ヘルスケア・ウェルネス戦略

市の主要3戦略の一つ。

戦略目的として、皆がより良く生きるために「健康であること」の意義を、自らの価値観に基づいて捉えてもらうこと。また、健康の大切さに気付いてもらうためのきっかけ作りや行動する機会、継続サポートを行い、誰もが健康で生き続けられるまちづくりを目指す。

■ポピュレーションアプローチ

健康づくりの進め方の一つで健康状態、生活環境にかかわらず集団全員に対してアプローチすること。



第4期「日野人げんき！」プラン

発行年月日：令和3年7月

発行：日野市

編集：日野市健康福祉部健康課

〒191-0011 日野市日野本町1-6-2

日野市生活・保健センター内

電話：（042）581-4111

FAX：（042）583-2400